

いし がき し
石 垣 市

しょう ふ く し
障がい福祉のしおり

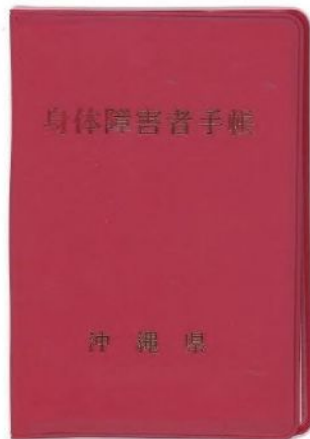
令和 6 年度版



目 次

1.	しんたいしょうがいしゃてちょう 身体障害者手帳について	1 ページ
2.	りょういくてちょう 療育手帳について	4 ページ
3.	せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう 精神障害者保健福祉手帳について	8 ページ
4.	しょうがいふくし 障害福祉サービスについて	12 ページ
①	ふくし 福祉サービス	13 ページ
②	じりつしえんいりょう 自立支援医療 こうせいりりょう いくせいりりょう せいしんつういんいりょう (更生医療・育成医療・精神通院医療)	20 ページ
③	ほそうぐ 補装具	28 ページ
④	ちいきせいかつしえんじぎょう 地域生活支援事業 いどうしえん にちゅういちじしえん いりょうがたにちゅういちじしえん (移動支援・日中一時支援・医療型日中一時支援・ いしそつうしえん にちじょうせいかつようぐきゅうふなど 意思疎通支援・日常生活用具給付等)	34 ページ
⑤	しょう じしえん 障がい児支援	46 ページ
5.	ねんきん てあてなど 年金・手当等について	49 ページ
6.	しょう しゃ いりょう 障がい者の医療について	54 ページ
①	じりつしえんいりょう 自立支援医療 こうせいりりょう いくせいりりょう せいしんつういんいりょう (更生医療・育成医療・精神通院医療)	55 ページ
②	じゅうどしんしんしょうがいしゃ じ いりょうひじよせい 重度心身障害者(児)医療費助成	55 ページ
③	しょう しゃ こうきこうれいしゃいりょうせいど いりょう 障がい者の後期高齢者医療制度の医療	57 ページ
④	とくていしっぺいりょうようじゅりょうしょう 特定疾病療養受療証	57 ページ
⑤	とくていりりょうひ していなんびょう こうひふたんせいど 特定医療費(指定難病)公費負担制度	58 ページ
⑥	しょうにまんせいとくていしっぺいりりょうひじよせいせいど 小児慢性特定疾病医療費助成制度	58 ページ
⑦	しょう しゃし か いりょう 障がい者歯科医療について	58 ページ
7.	しょう しゃ かくしゅげんめんなど 障がい者の各種減免等について	59 ページ

て ち ょ う 3 っ の 手 帳



しんたいしょうがいしゃてちょう
身体障害者手帳・・・1～3 ページ

しんたいしょうがいしゃてちょう しんたいしょう しゃ じ
☞ 身体障害者手帳は、「身体障がい者（児）であること
しょうめい かくしゅ う あかいろ
を証明」するものであり、各種サービスを受けるための赤色の
てちょう
手帳です。



りょういくてちょう
療育手帳・・・・・・4～7 ページ

りょういくてちょう ちてきしょう じ さいみまん ちてきしょう
☞ 療育手帳は、知的障がい児（18歳未満）、知的障
しゃ さいいじょう かた かくしゅそうだん う
がい者（18歳以上）の方が、各種相談やサービスを受
けるためのこんいろ てちょう
けるための紺色の手帳です。



せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう
精神障害者保健福祉手帳
・・・8～11 ページ

せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう いっていていど せいしんしょうがい
☞ 精神障害者保健福祉手帳は、一定程度の精神障害
にんてい かくしゅそうだん う
を認定するものであり、各種相談やサービスを受けるための
みどりいろ てちょう
緑色の手帳です。

1 しんたいしょうがいしゃてちょう 身体障害者手帳

しょうがい しゅるい ＜ 障害の種類 ＞

- ・ し かくしょうがい 視覚障害
- ・ ちょうかく 聴覚 へいこうきの うしょうがい または 平衡機能障害
- ・ おんせいきの う 音声機能 げんごきの う 言語機能 きの う または しょうがい そしゃく機能の障害
- ・ したいふじゆう 肢体不自由 したいふじゆう 肢体不自由 のうげんせいうんどうきの うしょうがい （脳原性運動機能障害）
- ・ ないぶきの うしょうがい 内部機能障害： しんぞう 心臓 ぞう じん臓 こきゅうき 呼吸器 ちよくちよう ぼうこう もしくは 直腸、
しょうちよう 小腸 めんえき 免疫 かんきの う 肝機能

しょうがい ていど ＜ 障害の程度 ＞

しょうがい おも ほう 障害の重い方から、1 級～6 級までの手帳が交付されます。

- ※ きゅう 7 級の障害は、しんぞう 単独では交付対象とならず、きゅう 7 級の障害が いじょうちようふく 2 つ以上重複する場合や、
きゅう 7 級の障害が きゅういじょう 6 級以上の障害と重複する場合は、交付対象となりえます。

❁ しょうがい はっせいご 障害の発生後、げついこう おおむね 6 か月以降から申請できます。

❁ しょうがい しゅるい 障害の種類によって異なりますが、げつていど おおむね 3 か月程度で手帳が交付されます。

❁ しんたいしょうがいしゃてちょう ゆうこうきげん 身体障害者手帳に有効期限はありません。

❁ しょうがい じょうたい 障害の状態が変化する可能性のある方には、「再認定」付の手帳が交付されます。再認定の期限を
めやす 目安に、さいこうふしんせい 再交付申請をして下さい。

◆ しんせい ひつよう しゅるい 申請に必要な書類 ◆

- ① しんたいしょうがいしゃてちょうしんだんしょ いけんしょ 身体障害者手帳診断書・意見書
- ② かおしゃしん 顔写真（たて4センチ×よこ3センチ）
- ③ まいなंबर マイナンバーがわかるもの



＊ ^{しんせい こうふ}申請から交付までのながれ ＊

① ^{しょうがい はっせい}障害の発生

^{しょうがい はっせい ご げついこう しんせい}
障害の発生後、おおむね 6 か月以降から申請できます。

^{い し そうだん}
くわしくは、かかりつけの医師にご相談ください。



② ^{し やくしょ しょう ふくし か しんだんしょ いけんしょ う と}市役所 障がい福祉課 で診断書・意見書を受け取りましょう

^{しんだんしょ ようしき しょうがい びょうき しゅるい こと}
診断書の様式は障害や病気によって、種類が異なります。

^{まどぐち}
くわしくは、窓口でおたずねください。

③ ^{して い い し しんだんしょ いけんしょ きにゅう}指定医師に、②の診断書・意見書を記入してもらいましょう

^{びょういん いりようきかん じゅしん きにゅう}
病院など医療機関を受診し、記入してもらいましょう。

^{しんだんしょ いけんしょ ぶんしよりょう}
診断書・意見書の文書料は、**自己負担**になります。



④ ^{し やくしょ しょう ふくし か しんせい}市役所 障がい福祉課 で申請

^{ひつよう}
【必要なもの】

^{しんだんしょ いけんしょ}
・診断書・意見書

^{かおしゃしん}
・顔写真（たて 4 センチ×よこ 3 センチ）

・マイナンバーがわかるもの



⑤ ^{はんてい てちょう はっこう おきなわけんしんたいしょうがいしゃこうせいそうだんしょ}判定・手帳の発行（沖縄県身体障害者更生相談所）

^{はんてい てちょう はっこう しんさ げつ}
判定・手帳の発行には、審査におおむね 3 か月かかります。

⑥ ^{し やくしょ しょう ふくし か てちょう こうふ}市役所 障がい福祉課で手帳が交付されます

^{いん も てちょう う と}
印かんを持って、手帳を受け取りましょう。



てちょうし ゆとくご
*** 手帳取得後 ***

つぎ ばあい か き とど で ひつよう
 次のような場合には、下記の届け出が必要です。

	こんなとき	とど で ひつよう 届け出に必要なもの
再 交 付 申 請	- じょうたい へんか ・ 状態が変化したとき - さいにんてい ・ 再認定のとき	- しんたいしょうがいしゃてちょう ・ 身体障害者手帳 - しんだんしょ ・ 診断書 - かおしゃしん ・ 顔写真 たて4センチ×よこ3センチ ・ マイナンバーがわかるもの
	- てちょう ふんしつ ・ 手帳を紛失したとき - てちょう はそん ・ 手帳を破損したとき	- しんたいしょうがいしゃてちょう ・ 身体障害者手帳 - かおしゃしん ・ 顔写真 たて4センチ×よこ3センチ ・ マイナンバーがわかるもの
記 載 事 項 変 更	- しめい へんこう ・ 氏名に変更があったとき - じゅうしょ しな い へんこう ・ 住所（市内）に変更があったとき	- しんたいしょうがいしゃてちょう ・ 身体障害者手帳 ・ マイナンバーがわかるもの
	いし がきし てんにゅう ・ 石垣市に転入したとき	- も しんたいしょうがいしゃてちょう ・ すでにお持ちの「身体障害者手帳」 ・ マイナンバーがわかるもの
	し が い けんがい てんしゅつ ・ 市外・県外に転出したとき	てんしゅつさき しちょうそん とどけで ・ 転出先の市町村へ届出てください。
返 還	- てちょう さいこうふ う ・ 手帳の再交付を受けたとき - しょうがい がいとう ・ 障害に該当しなくなったとき	- しんたいしょうがいしゃてちょう ・ 身体障害者手帳 ・ マイナンバーがわかるもの
	しぼう ・ 死亡したとき	な かた しんたいしょうがいしゃてちょう ・ 亡くなった方の「身体障害者手帳」

2 りょういくてちょう 療育手帳

＜ 対象者 ＞

知的機能の障害が、発達期（おおむね 18歳）までにあらわれ、日常生活に支障が生じており（金銭管理や読み書き、計算が苦手など）、何らかの特別な援助を必要とする状態にあるもので、知的機能と日常生活能力の両方が基準に該当する方。IQ（知能指数）が、おおむね 70以下。

＜ 手帳の等級 ＞

障害の重い方から、A1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）、B2（軽度）の手帳が交付されます。

※ 等級は、都道府県によって異なります。

発達障害（知的障害を伴わない）自閉症スペクトラム障害などは、療育手帳の対象外となります。

知的機能の障害が、発達期から生じていたかどうかが基準となるため、申請時に幼・小・中・高の頃の様子を聞き取りします。これらの生育歴の確認ができない場合は、判定が困難となることがあります。

県外の療育手帳を持っている方が、転入した場合は「新規申請」となります。

ただし、前居住地での判定資料による書類判定ができる場合があります。

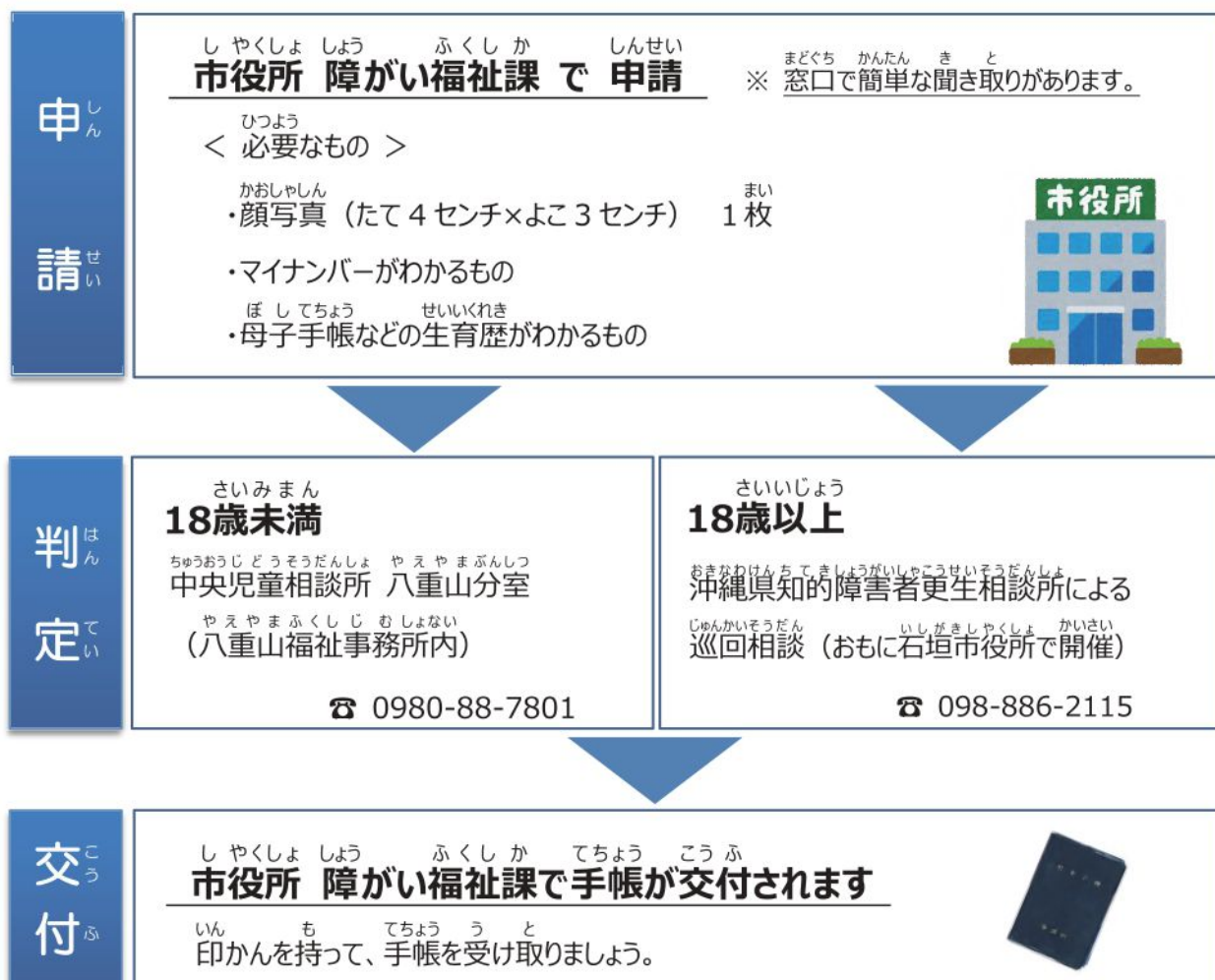
◆ 申請に必要な書類 ◆

- ① 顔写真（たて4センチ×よこ3センチ）
- ② マイナンバーがわかるもの
- ③ 母子手帳などの生育歴がわかるもの

※ 申請時に窓口で簡単な聞き取りがあります。



＊ **申請から交付までのながれ** ＊



＊ **判定書の発行** ＊

療育手帳の判定結果を、障害基礎年金や特別児童扶養手当の診断書作成のときなどに、参考資料として活用できることがあります。

判定書の発行については、判定機関と同じ場所になっています。

★ **手続き方法** ★

18歳未満	でん 電 話 で手続き	中央児童相談所 八重山分室 （☎0980-88-7801）
18歳以上	ゆう 郵 送 で手続き	沖縄県知的障害者更生相談所 （☎098-886-2115）

※ 18歳以上の方の申請書（個人情報提供申出書）の様式は、市役所 障がい福祉課や、沖縄県知的障害者更生相談所のホームページにあります。

さいはんてい
* **再判定** *

しょうがい ていど へんか ばあい つぎ はんてい う めやす つぎ はんていねんげつ りょういく
障害の程度が変化する場合があるため、次の判定を受ける目安として、次の判定年月を療育
てちょう きさい
手帳に記載しています。

(第三面)

判 定 の 記 録	
障害の程度 (総合判定)	合 併 障 害
	(身体障害者手帳 級)
判定年月日	次
判定 欄	判定 欄
旅客鉄道株式会社旅客運賃減額	
判 定 の 記 録	
障害の程度 (総合判定)	合 併 障 害
	(身体障害者手帳 級)
判定年月日	次
判定 欄	判定 欄
旅客鉄道株式会社旅客運賃減額	

(第四面)

判 定 の 記 録	
障害の程度 (総合判定)	合 併 障 害
	(身体障害者手帳 級)
判定年月日	次
判定 欄	判定 欄
旅客鉄道株式会社旅客運賃減額	
判 定 の 記 録	
障害の程度 (総合判定)	合 併 障 害
	(身体障害者手帳 級)
判定年月日	次
判定 欄	判定 欄
旅客鉄道株式会社旅客運賃減額	

てつづ ほうほう
★**手続き方法**★

さい み まん 18 歳 未 満	でん わ てつづ 電 話 で手続き	ちゅうおうじどうそうだんしょ やえやまぶんしつ 中央児童相談所 八重山分室 (☎0980-88-7801)
さい い じょう 18 歳 以 上	でん わ てつづ 電 話 で手続き	おきなわけんちてきしょうがいしゃこうせいそうだんしょ 沖縄県知的障害者更生相談所 (☎098-886-2115)

さいはんてい かん ちゅう い じ こう
再判定に関する注意事項

つぎ はんていねんげつ ゆうこうきげん
★ **次の判定年月は、有効期限ではありません。**

つぎ はんていねんげつ す ちてきしょう しゃ にんてい むこう
次の判定年月を過ぎていても、知的障がい者の認定が無効になったということではありません。

しょうがいていど おう えんじょ そ ち つぎ はんていねんげつ せつてい
障害程度に応じた援助措置のため、次の判定年月を設定しています。

しょうがいていど へんか ばあい つぎ はんていねんげつまえ はんてい う
障害程度に変化がある場合は、次の判定年月前でも判定を受けることができます。

てちょうし ゆとくご
* 手帳取得後 *

つぎ ばあい か き とど で ひつよう
次のような場合には、下記の届け出が必要です。

	こんなとき	とど で ひつよう 届け出に必要なもの
再 交 付	- てちょう ふんしつ ・ 手帳を紛失したとき - てちょう はそん ・ 手帳を破損したとき	- かおしゃしん ・ 顔写真（たて4センチ×よこ3センチ） 1枚 - マイナンバーがわかるもの
変 更	- しめい へんこう ・ 氏名に変更があったとき - じゅうしょ しな い へんこう ・ 住所（市内）に変更があったとき	- りょういくてちょう ・ 療育手帳 - マイナンバーがわかるもの
転 入	いしがきし てんにゆう けんない ・ 石垣市に転入したとき（県内から）	- りょういくてちょう ・ 療育手帳 - マイナンバーがわかるもの
	いしがきし てんにゆう けんがい ・ 石垣市に転入したとき（県外から）	★「新規申請」と同じ申請になります。 - かおしゃしん ・ 顔写真（たて4センチ×よこ3センチ） 1枚 - マイナンバーがわかるもの - ぼ し てちょう せいいくれき ・ 母子手帳などの成育歴がわかるもの
転 出	けんない てんしゅつ ・ 県内に転出したとき	てんしゅつさき しちょうそん とどけで ・ 転出先の市町村へ届出てください。
	けんがい てんしゅつ ・ 県外に転出したとき	★「返還」の手続きが必要になります。 - りょういくてちょう ・ 療育手帳 - マイナンバーがわかるもの
返 還	- てちょう さいこうふ う ・ 手帳の再交付を受けたとき - しょうがい がいとう ・ 障害に該当しなくなったとき	- りょういくてちょう ・ 療育手帳 - マイナンバーがわかるもの
	し ぼう ・ 死亡したとき	な かた りょういくてちょう ・ 亡くなった方の「療育手帳」

3 せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう 精神障害者保健福祉手帳

たいしやう < 対象者 >

なん せいしんしっかん ちやうき にちじやうせいかつ しゃかいせいかつ せいやく かた
何らかの精神疾患により、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方

たいしやう せいしんしっかん れい 対象の精神疾患の例

- とうごうしつちやうしやう
・ 統合失調症
- てんかん
- こうじのうきのうしやうがい
・ 高次脳機能障害
- うつ病、そううつ病などの気分障害
- やくぶつ きやうせいちやうどく いぞんしやう
・ 薬物やアルコールによる急性中毒またはその依存症
- はったつしやうがい
・ 発達障害
- じへいしやう がくしやうしやうがい ちやういけつかん た どうせいしやうがいなど
(自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害等)
- た せいしんしっかん かんれんしやうがいなど
・ その他の精神疾患 (ストレス関連障害等)

てちやう とうきやう < 手帳の等級 >

しやうがい おも ほう きやう きやう きやう
障害の重い方から 1 級、2 級、3 級。



やうこうきげん ねんかん
有効期限は、2 年間です。

※ さいどてちやう こうふ う かた こうしんてつづ ひつやう げつまえ しんせい
再度手帳の交付を受ける方は、更新手続きが必要です。(3 か月前から申請できます。)



しやうがい はっせいご がついこう しんせい
障害の発生後、おおむね 6 か月以降から申請できます。

しんせい ひつやう しよるい ◆ 申請に必要な書類 ◆

しんせい ほうほう しんだんしよ ばあい しやうがいねんきんしやうしよ ばあい
申請の方法には、診断書による場合 と 障害年金証書による場合 があります。

★ しんだんしよ ばあい ★ 診断書 による場合

- ① しんだんしよ
診断書
- ② かおしゃしん
顔写真 (たて 4 センチ×よこ 3 センチ)
- ③ マイナンバーがわかるもの

★ しやうがいねんきんしやうしよ ばあい ★ 障害年金証書 による場合

- ① しやうがいねんきんしやうしよ か
障害年金証書 (コピーも可)
- ② かおしゃしん
顔写真 (たて 4 センチ×よこ 3 センチ)
- ③ マイナンバーがわかるもの

＊ ^{しんせい こうふ}申請から交付までのながれ（^{しんだんしょ ばあい}診断書の場合） ＊

① ^{しょうがい はっせい}障害の発生

^{しょうがい はっせい ご}障害の発生後、^{げついこう しんせい}おおむね 6 か月以降から申請ができます。
^{い し そうだん}くわしくは、かかりつけの医師にご相談ください。



② ^{していいい し しんだんしょ きにゆう}指定医師に、診断書を記入してもらいましょう

^{びょういん いりようきかん じゅしん きにゆう}病院など医療機関を受診し、記入してもらいましょう。

^{しんだんしょ ようしき びょういん いりようきかん}診断書の様式は、病院など医療機関にあります。

^{しんだんしょ いけんしょ ぶんしよりょう}診断書・意見書の文書料は、**じ こ ふ たん**自己負担になります。



③ ^{し やくしょ しょう ふくし か しんせい}市役所 障がい福祉課 で申請

^{ひつよう}< 必要なもの >

- ^{しんだんしょ}・診断書
- ^{かおしやしん}・顔写真（たて 4 センチ×よこ 3 センチ）
- ・マイナンバーがわかるもの



④ ^{はんてい てちょう はっこう や え や ま ほけんしょ}判定・手帳の発行（八重山保健所）

^{はんてい てちょう はっこう しんさ げつ}判定・手帳の発行には、審査におおむね 2 か月かかります。

⑤ ^{し やくしょ しょう ふくし か てちょう こうふ}市役所 障がい福祉課で手帳が交付されます

^{みぶんしょう も てちょう う と}身分証を持って、手帳を受け取りましょう。

＊ **申請から交付までのながれ（障害年金証書の場合）** ＊

① **市役所 障がい福祉課 で申請**

＜ 必要なもの ＞

- ・ 障害年金証書（コピーも可）
- ・ 顔写真（たて4センチ×よこ3センチ）
- ・ 印かん（認印でもよい）
- ・ マイナンバーがわかるもの



② **判定・手帳の発行（八重山保健所）**

判定・手帳の発行には、審査におおむね2か月かかります。

③ **市役所 障がい福祉課で手帳が交付されます**

身分証を持って、手帳を受け取りましょう。

＊ **手帳の更新** ＊

有効期限の切れる方で、引き続き手帳の交付を受ける方は、更新手続きが必要です。

しん せい じ き 申 請 時 期	ゆうこうきかん しゅうりよう げつまえ てつづ 有効期間の終了する3か月前から手続きできます。	
ひつ よう しょう い 必 要 書 類	しんだんしょ ばあい （診断書の場合） ・ 診断書 ・ 顔写真（更新欄に空きがない 場合のみ） ・ マイナンバーがわかるもの	しょうがいねんきんしょうしょ ばあい （障害年金証書の場合） ・ 障害年金証書（コピー可） ・ 顔写真（更新欄に空きがない 場合のみ） ・ マイナンバーカードがわかるもの

つぎ ばあい か き とど で ひつよう
次のような場合には、下記の届け出が必要です。

11

しょうがいふくし 4 障害福祉サービス

しょう しゃ じ にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ いとな しょうがいしゃ にちじょうせいかつおよ しゃかい
障がい者(児)の日常生活又は社会生活を営むための支援は、「障害者の日常生活及び社会
せいかつ そうごうてき しょう ほうりつ しょうがいしゃそうごうし えん ほう さだ
生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に定められています。

しょうがいふくし ① 障害福祉サービス

じりつしえんきゅうふ 自立支援給付

かいごきゅうふ 介護給付

- きょたくかいご
・ 居宅介護
- じゅうどうほうもんかいご
・ 重度訪問介護 など

くんれんとうきゅうふ 訓練等給付

- しゅうろうけいぞくし えん
・ 就労継続支援 など

じりつしえんいりようせいど ② 自立支援医療制度

しょう しゃなど しんしん しょうがい じょきょ
障がい者等の心身の障害の除去・

けいげん はか じりつ にちじょうせいかつ いとな
軽減を図り、自立した日常生活を営

むために必要な医療について医療費の

じ こ ふたながく けいげん せいど
自己負担額を軽減する制度。

- (例) こうせいいりよう いくせいいりよう
更生医療、育成医療、
せいしんつういんいりよう
精神通院医療

ほ そう ぐ ③ 補装具

しょう しゃなど しんたいきのう ほかん
障がい者等の身体機能を補完し、

だいたい ちょうきかん
または代替し、かつ長期間にわたり

けいぞく しょう
継続して使用されるもの。

- れい ぎ し そうぐ くるま
(例) 義肢、装具、車いす、
ほちようき ほこうき
補聴器、歩行器 など

ち い きせいかつし えん じぎょう ④ 地域生活支援事業

- いどうしえん にちゅういちじしえん
○ 移動支援・日中一時支援
- い し そつうしえん
○ 意思疎通支援
- しゅわほうしいんようせいこうざ
○ 手話奉仕員養成講座
- にちじょうせいかつようぐきゅうふ
○ 日常生活用具給付

など

しょう じ し えん ⑤ 障がい児支援

しょう じ さいみまん かん し えん じどうふくしほう さだ
障がい児（18歳未満）に関する支援は、児童福祉法に定められています。

- じどうはつたつしえん
○ 児童発達支援
- ほうかごとう
○ 放課後等デイサービス
- しょうがいじにゅうしょしせつ
○ 障害児入所施設 など

① 障害福祉サービス

各事業所で行われている直接的な介護や就労支援等のサービスを、大きく分けると「介護給付」と「訓練等給付」といいます。「介護給付」は、いわゆる介護を行うためのサービスです。「訓練等給付」は、生活能力の維持・向上を目指す自主訓練や、就労を目指す就労移行支援等があります。（詳しくは、17・18 ページにあります。）

対象者とは？

身体	身体障害者手帳をお持ちの方
知的	療育手帳をお持ちの方
精神	① 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 ② 自立支援医療（精神通院）を受けている方 ③ 専門医に診断書を書いてもらえる方
難病	難病患者（※ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である方） ※ 令和6年4月より、369疾病が対象となりました。
児童（18歳未満）	上記にある手帳を所持しているか、専門医に意見書を書いてもらえる児童

利用者負担について

サービスを利用したときの利用者負担は、負担能力に応じた負担となっています。

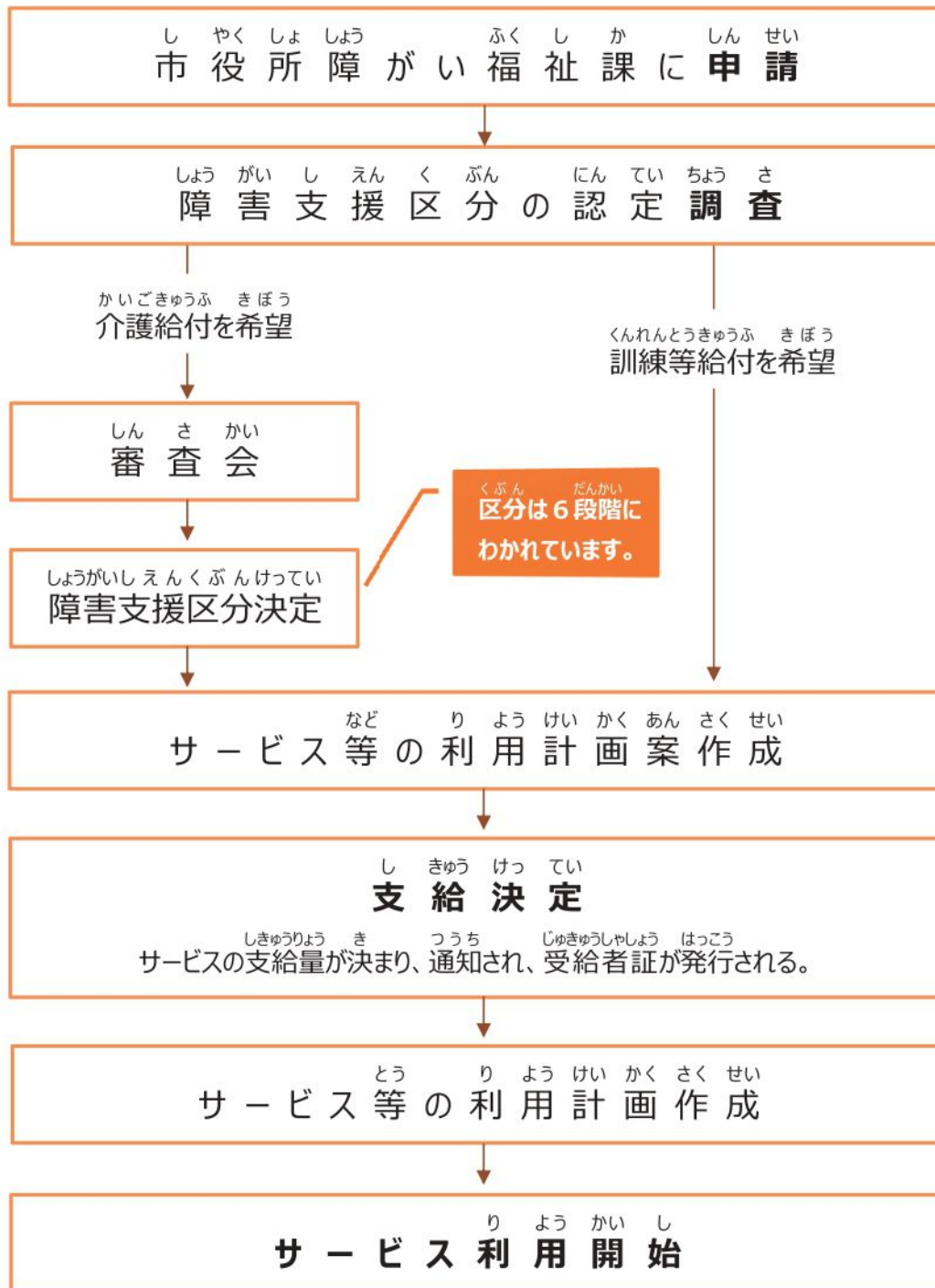
利用者の世帯における所得に応じて、月ごとの利用者負担上限額が設定されます。

区分	世帯の収入状況	負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般 1	市民税課税世帯（所得割 16 万円未満）	9,300円
一般 2	上記以外	37,200円

このほかにも、利用者負担に関する軽減措置があります。詳しくは、障がい福祉課に問い合わせください。

*** 申請から利用までのながれ ***

サービスの利用を希望する方は、まず障害支援区分の認定を受けます。



くぶん だんかい
区分は6段階に
わかれています。

しょうがいしえんくぶん
障害支援区分とは？

しょうがい たよう とくせい しんしん じょうたい おう
障害の多様な特性や心身の状態に応じて、
ひつよう ひょうじゅんてき しえん ど あ あらわ
必要とされる標準的な支援の度合いを表す
だんかい くぶん
6段階の区分です。



介護保険制度が優先になる方

障害福祉サービスの対象者の方でも次にあてはまる場合は、原則として介護保険のサービスを優先していただくことになります。

① 65歳以上の方

② 40歳以上で、16の特定疾病（表1）に該当する方

* 16の特定疾病（表1）

- ① がん（回復の見込みがないもの）
- ② 関節リウマチ
- ③ 筋萎縮性側索硬化症（ALS）
- ④ 後縦靱帯骨化症
- ⑤ 骨粗しょう症（骨折を伴うもの）
- ⑥ 認知症（初老期）
- ⑦ 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- ⑧ 脊髄小脳変性症
- ⑨ 脊柱管狭窄症
- ⑩ 早老症
- ⑪ 多系統萎縮症
- ⑫ 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- ⑬ 脳血管疾患
- ⑭ 閉塞性動脈硬化症
- ⑮ 慢性閉塞性肺疾患
- ⑯ 変形性関節症（両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴うもの）

しょうがいふくし かigoほけん
障害福祉サービスと介護保険について

かigoほけん りよう ばあい しょうがいふくし かigoほけん きょうつう
介護保険のサービスが利用できる場合、障害福祉サービスと介護保険のサービスで共通するサービス
については、介護保険のサービスを優先させていただくことになります。

しょうがいふくし
◆ 障害福祉サービス ◆

	しょうがいふくし 障害福祉（サービス）	かigoほけん 介護保険（サービス）
かigoほけん 介護保険に「ある」サービス	ばあい りよう か 場合により、利用可	ゆう せん 優 先
かigoほけん 介護保険に「ない」サービス こうどうえんご じりつくねん しゅうろう 行動援護、自立訓練、就労 いこうしえん しゅうろうけいぞくしえん 移行支援、就労継続支援	じゅ きゅう 受 給 で き る	

ほ そう ぐ
◆ 補装具 ◆

	ほ そう ぐ 補 装 具	かigoほけん ふくしやうぐ 介護保険（福祉用具）
かigoほけん 介護保険に「ある」サービス くるま でんどうくるま 車いす、電動車いす、 ほ こう き ほ こう ほ じ ょ 歩行器、歩行補助つえ	しんたいじょうきやう こべつ 身体状況によって、個別に はんだん ひつよう ばあい しんせいか 判断が必要な場合は申請可	ゆう せん 優 先
かigoほけん 介護保険に「ない」サービス	しん せい か 申 請 可	

にちじょうせいかつやうぐ
◆ 日常生活用具 ◆

	にち じょう せい かつ やう ぐ 日 常 生 活 用 具	かigoほけん ふくしやうぐ 介護保険（福祉用具）
かigoほけん 介護保険に「ある」サービス とくしゆしんだい とくしゆ たいい 特殊寝台、特殊 マット、体位 へんかんき いどう いじやうしえんやうぐ 変換機、移動・移乗支援用具、 いどうやう にゆうよくほじやうぐなど 移動用リフト、入浴補助用具等	しん せい ふ か 申 請 不 可	ゆう せん 優 先
かigoほけん 介護保険に「ない」サービス	しん せい か 申 請 可	

サ ー ビ ス 名 称	サ ー ビ ス 内 容
きょたくかいご 居宅介護（ホームヘルプ）	じ た く にゅうよく はい しょくじ かいごとう おこな 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
どうこうえんご 同行援護	し か くしょうがい い どう いちじる こんなん ゆう かた い どう ひつよう 視覚障害により、移動に 著 しい困難を有する方に、移動に必要 な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支 援を行います。
こうどうえんご 行動援護	じ こ はんだんのうりよく せいげん かた こうどう きけん かいひ 自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避 するために必要な支援や外出支援を行います。
じゅうどうほうもんかいご 重度訪問介護	じゅうど したいふじゅうしゃ じゅうど ちてきしょうがい せいしんしょうがい 重度の肢体不自由者または重度の知的障害もしくは精神障害に より、行動上 著 しい困難を有する人で常に介護を必要とする方 に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支 援等を総合的に行います。
じゅうどうしょうがいしゃとうほうかつし えん 重度障害者等包括支援	かいご ひつようせい たか かた きょたくかいごなどふくそう ほう 介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等複数のサービスを包 括的に行います。
たん きにゅうしょ 短期入所（ショートステイ）	じ た く かいご かた びょうき ばあいなど たん き かん や かん ふく しせつ 自宅で介護する方が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設 で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
せいかつかいご 生活介護	つね かいご ひつよう かた ひるま にゅうよく はい しょくじ かいごなど 常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等 を行うとともに、創作的活動、生産活動の機会を提供します。
りょうようかいご 療養介護	いりょう じょうじかいご ひつよう かた いりょうき かん きのうくんれん りょうよう 医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養 上の管理、看護、介護および日常生活の支援を行います。
しせつにゅうしょえん 施設入所支援	しせつ にゅうしょ かた や かん きゅうじつ にゅうよく はい しょくじ かいご 施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護 等を行います。

サ ー ビ ス 名 称	サ ー ビ ス 内 容
じりつくんれん 自立訓練	じりつ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ いっていき かん しんたい 自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体 きの う せいかつのうりよく こうじょう ひつよう くんれん おこな 機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 きの うくんれん せいかつくんれん しゅくはくがたくんれん 機能訓練、生活訓練、宿泊型訓練があります。
しゅうろういこうしえん 就労移行支援	いっばんきぎょうなど しゅうろう き ぼ う かた いっていき かん しゅうろう ひつよう 一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な ち し き のうりよく こうじょう ひつよう くんれん おこな 知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
しゅうろうけいぞくしえん 就労継続支援	いっばんきぎょうなど しゅうろう こんなん かた はたら ば ていきょう 一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、 ち し き のうりよく こうじょう ひつよう くんれん おこな 知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。 こようけいやく むす がた ひこようがた がた 雇用契約を結ぶA型（非雇用型もあり）、B型があります。
きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助 (グループホーム)	きょうどうせいかつ おこな じゅうきょ そうだん にちじょうせいかつじょう えんじょ おこな 共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。 にゅうよく はい しょくじ か い ご など ひつようせい にんてい かた また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方 か い ご ていきょう には介護サービスも提供します。 さらに、グループホームを退居し、一般住宅等への移行を目指す方 がたじゅうきょ のためにサテライト型住居があります。
しゅうろうていやくしえん 就労定着支援	いっばんしゅうろう い こう しょう しゃ しゅうろう とちな かんきょうへん か 一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により せいかつめん か だ い しょう かた たいしょう きぎょう じ たく など ほうもん 生活面の課題が生じている方を対象に、企業、自宅等への訪問 しょう しゃ らいしょ せいかつ かけ い たいちよう かんり かん や障がい者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関 か だいかいけつ む ひつよう れんらくちょうせい し どう じょげんなど おこな する課題解決に向けて必要な連絡調整や指導、助言等を行いま す。
じりつせいかつえんじょ 自立生活援助	ひ と り ぐ ひつよう りかいりよく おきな ていきてき きょたくほうもん ずいじ 一人暮らしに必要な理解力を補ために、定期的な居宅訪問や随時 たいおう ひつよう し えん おこな の対応により必要な支援を行います。

そうだんし えんじぎょうしょいちらん 相談支援事業所一覧

しょう しゃ かぞく たいしやう しょうがいふくし りやう にちじやうせいかつ とくていそうだん けいかく
障がい者やその家族を対象に、障害福祉サービスの利用や日常生活などについて特定相談（計画
相談支援）、障がい児相談、一般相談（地域移行支援および地域定着支援）ができます。

りやうりやう しょうがいふくし りやう けいぞく かくそうだんし えんじぎょうしょ
利用料はかかりません。障害福祉サービスを利用したいとき、継続したいときは各相談支援事業所に
相談してください。

	じ ぎょう しょ めい 事業所名	そうだんし えん しゅるい 相談支援の種類	たいしやうしゃ 対象者	とい あわ さき 問合せ先
1	そうだんし えん 相談支援センター ハーモニー	けいかくそうだんし えん 計画相談支援	しょう しゃ 障がい者	いしがきしおおはま 石垣市大浜1349-79 TEL : 82-0202 / Fax : 82-0066
2	して いそうだんし えんじぎょうしょ 指定相談支援事業所 むゆる館	けいかくそうだんし えん 計画相談支援 しょう じ そうだんし えん 障がい児相談支援 ちいきいこうし えん 地域移行支援 ちいきていやくし えん 地域定着支援	しょう しゃ 障がい者 しょう じ 障がい児	いしがきし とのしろ 石垣市登野城927-30 にった 新田アパート 1F TEL : 83-9226 / Fax : 88-6422
3	ゆにば いしがき	けいかくそうだんし えん 計画相談支援 しょう じ そうだんし えん 障がい児相談支援	しょう しゃ 障がい者 しょう じ 障がい児	いしがきし いしがき 石垣市石垣154 はなみず き マンション花水木1F TEL : 83-0345 / Fax : 87-0369
4	して いそうだんし えんじぎょうしょ 指定相談支援事業所 らぼーるウイズ若夏	けいかくそうだんし えん 計画相談支援 ちいきいこうし えん 地域移行支援 ちいきていやくし えん 地域定着支援	しょう しゃ 障がい者 しょう じ 障がい児	いしがきし おおかわ 石垣市大川581 TEL : 82-0091 / Fax : 83-8110
5	ルピナス	けいかくそうだんし えん 計画相談支援 しょう じ そうだんし えん 障がい児相談支援	しょう しゃ 障がい者 しょう じ 障がい児	いしがきし あらかわ 石垣市新川117-1 かいほう 海邦マンション 302 TEL : 82-9838 / Fax : 87-7238
6	相談支援事業所 笑がお	けいかくそうだんし えん 計画相談支援 しょう じ そうだんし えん 障がい児相談支援	しょう しゃ 障がい者 しょう じ 障がい児	いしがきし あらかわ 石垣市新川418-1 ラ・パールカナン あらかわ 新川ユニットハウス 1ーC TEL : 83-6555 / Fax : 83-6555

② 自立支援医療制度

障がいをお持ちの方が、自立した日常生活を営むために、障害を除去・軽減のために必要な医療（治療や手術）について、医療費の自己負担額を軽減する制度です。

自立支援医療という大きな制度のなかに、更生医療、育成医療、精神通院医療という3つの制度があります。

対象者

① 更生医療 (18歳以上)	身体障害者手帳をお持ちの方で、その障害を除去・軽減する手術等 等の治療により確実に効果が期待できる方
② 育成医療 (18歳未満)	身体に障害を有する児童で、その障害を除去・軽減する手術等 の治療により確実に効果が期待できる方
③ 精神通院医療	法律で指定された統合失調症等の精神疾患を有する者で、通院に よる精神医療を継続的に要する者

自己負担額について

自己負担額は原則1割で、所得等により自己負担上限額が設定されます。

自立支援医療には高度な技術が必要なため、指定医療機関制度が導入されており、届出をした病院、診療所、薬局、訪問看護事業所で行われる医療費が対象になります。

※ 精神通院医療には、特別措置があります。（詳しくは、26ページにあります）

有効期間

心臓の障害に係る手術を除き、判定された日から原則3か月以内です。

ただし、人工透析療法や抗免疫療法を必要とする場合のような長期にわたり治療が必要となる医療の場合、最長1年以内とすることができます。

※ 期間内に治療が終わる見込みがない場合は、障がい福祉課までご連絡ください。

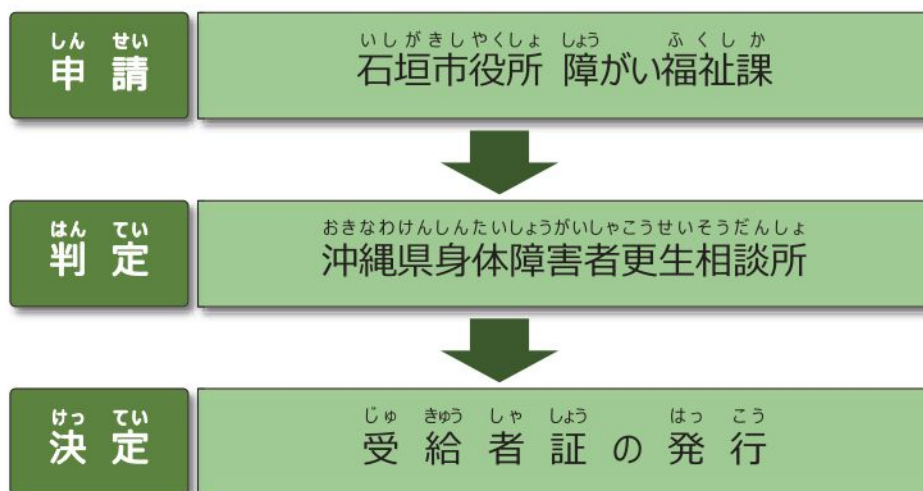
※ 精神通院医療は、有効期間が異なります。（詳しくは、26ページにあります）

しんせい ひつよう
＜ 申請に必要なもの ＞

- ☐ 身体障害者手帳
しんたいしょうがいしゃてちょう
- ☐ 意見書 … 指定医療機関に記入してもらいましょう。
いけんしょ して いりょうきかん きにゆう
ようしき し やくしょ しょう ふくしか まどぐち
様式は 市役所 障がい福祉課 の窓口にあります。
- ☐ 健康保険証
けんこうほけんしょう
- ☐ 年金振込通帳 または 振込通知ハガキ
ねんきんふりこみつうちょう ふりこみつうち
★ 障害年金 または 遺族年金 を受給している方
しょうがいねんきん いぞくねんきん じゅきゅう かた
- ☐ 特定疾病療養受療証
とくていしつぺいりょうようじゅりょうしょう
★ 透析患者 および 該当者
とうせきかんじゃ がいとうしゃ
- ☐ 所得課税証明書
しょとくかぜいしょうめいしょ
★ 1月1日に石垣市に住所がない方
がつ にち いしがきし じゅうしょ かた
- ☐ マイナンバーがわかるもの（本人、被扶養者のもの）
ほんにん ひ ふようしゃ

しんせい けつてい
＜ 申請から決定までのながれ ＞

しんせい けつてい やく げつ
申請から決定まで、約 2 ～ 3 か月かかります。



いしがきしやくしょ しょう ふくしか じゅきゅうしゃしょう ゆうそう とど
石垣市役所 障がい福祉課 より 受給者証が郵送で届きます。

う いりょうきかんとく じゅきゅうしゃしょう ていじ ひつよう
サービスを受けるに、医療機関等での受給者証の提示が必要です。

◆ 更生医療対象となる障害と標準的な治療の例 ◆

しょうがい しゅるい 障害の種類	しょう がい めい 障 害 名	しゅ じゅつ 手 術
し かく しょう がい 視 覚 障 害	はくないしょう 白内障	すいしょうたいてきしゅつしゅじゅつ 水晶体摘出手術
	もうまく り 網膜はく離	もうまく り しゅじゅつ 網膜はく離手術
	どうこうへいさ 瞳孔閉鎖	こうさいせつだんじゅつ 虹彩切断術
	かくまくこんだく 角膜混濁	かくまいしよくじゅつ 角膜移植術
ちょう かく しょう がい 聴 覚 障 害	こ まくせんこう 鼓膜穿孔	せんこうへいさじゅつ 穿孔閉鎖術
	がいじせいなんちょう 外耳性難聴	けいせいじゅつ 形成術
げん ご しょう がい 言 語 障 害	がいしょうせい しゅじゅつご しょう はつおんこう 外傷性または手術後に生じる発音構 ごしょうがい 語障害	けいせいじゅつ 形成術
	しんがくこうがいれつ きいん おんせい げんご き 唇顎口蓋裂に起因した音声・言語機 のうしょうがい ともの もの びいんくうへいさ 能障害を伴う者であって鼻咽腔閉鎖 きのうふぜん たい しゅじゅつ い がい し か 機能不全に対する手術以外に歯科 きょうせい ひつよう もの 矯正が必要な者	し か きょうせい 歯科矯正
し たい ふ じ ゆう 肢 体 不 自 由	かんせつこうしゅく かんせつきょうちよく 関節拘縮、関節強直	けいせいじゅつ じんこうかんせつちかんじゅつ 形成術、人工関節置換術
ない ぶ しょう がい 内 部 障 害	しんぞう せんてんせいしんしっかん (心臓) 先天性心疾患	べんこう しんしつしんぼうちゅうかくしゅじゅつ 弁口、心室心房中隔手術
	しんぞう こうてんせいしんしっかん (心臓) 後天性心疾患	うめこみじゅつ ペースメーカー埋込術
	ぞう ぞうきのうしょうがい (じん臓) じん臓機能障害	じんこうとうせきりょうほう じんいしよくじゅつ 人工透析療法、腎移植術 こうめんえきりょうほう ふく (抗免疫療法を含む)
	かんぞう かんぞうきのうしょうがい (肝臓) 肝臓機能障害	かんぞういしよくじゅつ 肝臓移植術 こうめんえきりょうほう ふく (抗免疫療法を含む)
	しょうちょう しょうちょうきのうぜんばい (小腸) 小腸機能全廃	ちゅうしんじょうみやくえいりょうほう 中心静脈栄養法
	めんえき かんせんしょう (免疫) HIV感染症	こう りょうほう めんえきちょうせいほう 抗HIV療法、免疫調整法

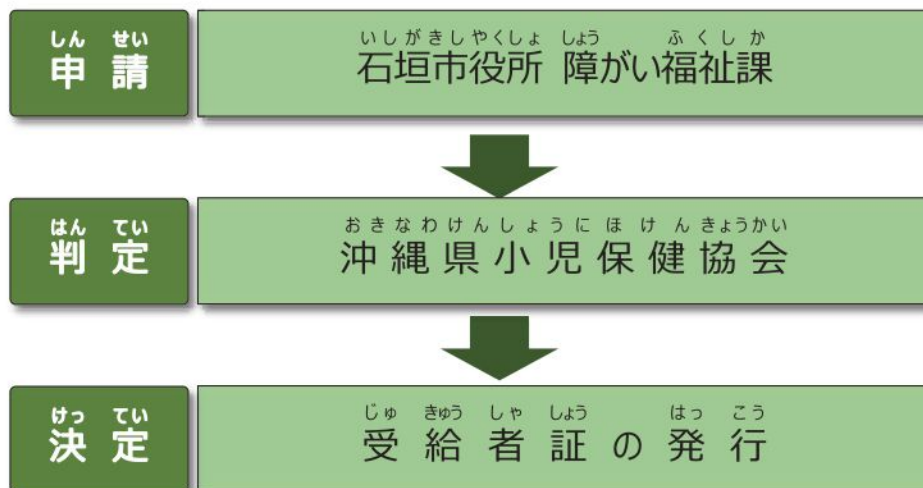
＜ 申請に必要なもの ＞ (申請者：保護者)

- ☐ 意見書 … 指定医療機関に記入してもらいましょう。
様式は 市役所 障がい福祉課 の窓口にあります。
- ☐ 健康保険証 (児童のもの)
- ☐ 年金振込通帳 または 振込通知ハガキ
- ★ 保護者が障害年金 または 遺族年金 を受給している方
- ☐ 所得課税証明書
- ★ 1月1日に石垣市に住所がない方
- ☐ マイナンバーがわかるもの (児童、保護者のもの)



いくせいりよう しんたいしょうがいしやてちよう も う せいど
育成医療は、身体障害者手帳を持っていなくても受けることができる制度です。

＜ 申請から決定までのながれ ＞ 申請から決定まで、約 2 ～ 3 か月かかります。



いしがきしやくしよ しょう ふくし か じゅきゅうしゃしょう ゆうそう とど
石垣市役所 障がい福祉課 より 受給者証が郵送で届きます。

う いりようきかんと じゅきゅうしゃしょう ていじ ひつよう
サービスを受けるには、医療機関等での受給者証の提示が必要です。

いくせいりょうたいしょう しょうがい ひょうじゅんてき ちりょう れい
◆ 育成医療対象となる障害と標準的な治療の例 ◆

しょうがい しゅるい 障害の種類	しょうがい めい 障害名	しゅじゅつ 手術
し かく しょうがい 視覚障害	はくないしょう 白内障	
	せんてんせいりよくないしょう 先天性緑内障	
ちよう かく しょうがい 聴覚障害	せんてんせいじ きけい 先天性耳奇形	けいせいじゅつ 形成術
げん ご しょうがい 言語障害	こうがいれつとう 口蓋裂等	けいせいじゅつ 形成術
	しんがくこうがいれつ きいん おんせい げんご き 唇顎口蓋裂に起因した音声・言語機 のうしょうがい とみな もの びいんくうへいさ 能障害を伴う者であって鼻咽腔閉鎖 きのうふぜん たい しゅじゅつ いがい し か 機能不全に対する手術以外に歯科 きょうせい ひつよう もの 矯正が必要な者	し か きょうせい 歯科矯正
し たい ふ じ ゆう 肢体不自由	せんてんせい こ かんせつだつきゅう せきついそくわんしょう 先天性股関節脱臼、脊椎側彎症、く びよう こつなんかしよう とう る病（骨軟化症）等	かんせつけいせいじゅつ かんせつちかんじゅつ 関節形成術、関節置換術、 ぎ し そうちゃく せつだんたん 義肢装着のための切断端 けいせいじゅつ とう 形成術 等
ない ぶ しょうがい 内部障害	しんぞう せんてんせいしんしつかん (心臓) 先天性心疾患	べんこう しんしつしんぼうちゅうかくしゅじゅつ 弁口、心室心房中隔手術
	しんぞう こうてんせいしんしつかん (心臓) 後天性心疾患	うめこみじゅつ ペースメーカー埋込術
	ぞう ぞうきのうしょうがい (じん臓) じん臓機能障害	じんこうとうせきりょうほう じんいしよくじゅつ 人工透析療法、腎移植術 こうめんえきりょうほう ふく (抗免疫療法を含む)
	かんぞう かんぞうきのうしょうがい (肝臓) 肝臓機能障害	かんぞういしよくじゅつ 肝臓移植術 こうめんえきりょうほう ふく (抗免疫療法を含む)
	しょうちよう しょうちようきのうぜんばい (小腸) 小腸機能全廃	ちゅうしんじょうみやくえいりょうほう 中心静脈栄養法
	めんえき かんせんしょう (免疫) HIV感染症	こう りょうほう めんえきちようせいほう 抗HIV療法、免疫調整法
その 他	せんてんせいしよくどうへいさしょう せんてんせいちようへい 先天性食道閉鎖症、先天性腸閉 さしょう さこう きやだいけつちようしょう にようどうげ 鎖症、鎖肛、巨大結腸症、尿道下 れつ ていりゅうせいそう こうがん とう 裂、停留精巣（睪丸）等	にようけいせい じんこうこうもん ぞうせつ 尿形成、人工肛門の造設 げ か しゅじゅつ などの外科手術

＜ しんせい ひつよう
申請に必要なもの ＞

☐ しんだんしょ
診断書

★ しんだんしりょう じ こ ふ た ん
★ 診断書料は、自己負担となります。

☐ けんこうほけんしょう
健康保険証

☐ ねんきんふりこみつうちょう ふりこみつうち
年金振込通帳 または 振込通知ハガキ

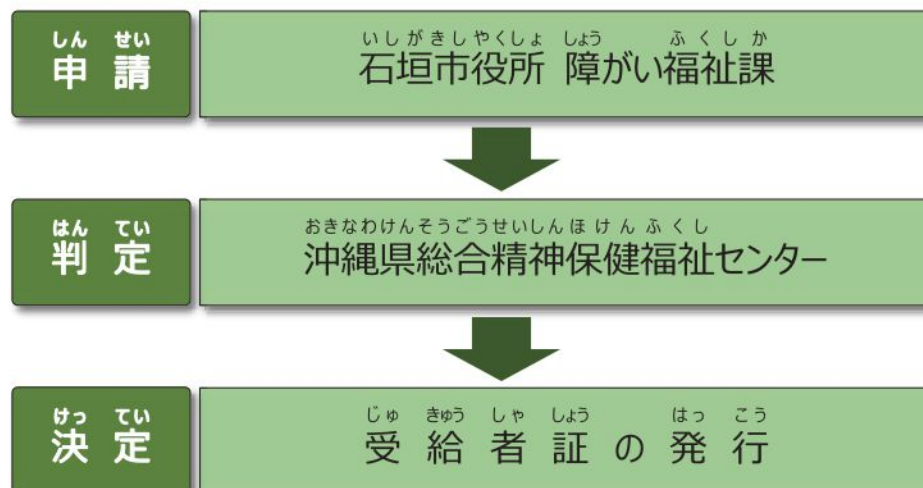
★ しょうがいねんきん いぞくねんきん じゅきゅう かた
★ 障害年金 または 遺族年金 を受給している方

☐ しょうとくか ぜいしりょうめいしょ
所得課税証明書

★ がつ にち いしがきし じゅうしょ かた
★ 1月1日に石垣市に住所がない方

☐ マイナンバーがわかるもの（せたいぜんいんのもの）

＜ しんせい けってい しんせい けってい やく げつ
申請から決定までのながれ ＞ 申請から決定まで、約 2 ～ 3 か月かかります。



じゅきゅうしゃしょう していびょういん う と
受給者証は、指定病院での受け取りとなります。

う いりょうきかんと じゅきゅうしゃしょう ていじ ひつよう
サービスを受けるには、医療機関等での受給者証の提示が必要です。

じゅきゅうしゃしょうしゅとくご
* 受給者証取得後 *

こんなとき	とど で ひつよう 届け出に必要なもの
- しょとくくぶん か 所得区分が変わったとき - していいりょうきかん か 指定医療機関が変わったとき - ほうもんかんご ついか 訪問看護の追加があるとき	- じゅきゅうしゃしょう 受給者証 - じゅきゅうしゃほんにん けんこうほけんしょう 受給者本人の健康保険証
けんこうほけんしょう ないよう か 健康保険証の内容が変わったとき	
しめい じゅうしょ か 氏名、住所が変わったとき	

じ こ ふ た ん が く
自己負担額について

おきなわけん ばあい おきなわけんせいしんしょうがいしゃとくべつ そ ち こうひ ふ た ん せい ど てきよう にんてい
沖縄県の場合、「沖縄県精神障害者特別措置公費負担制度」が適用されますので、認定された
じ こ ふ た ん が く こうひ ふ た ん じ こ ふ た ん はっせい
自己負担額も公費負担となり、自己負担は発生しません。

※ ほうもんかんごじぎょうしょ ほうもんかんご とくべつこうひふたんせいど たいしやう
※ 訪問看護事業所の訪問看護については、特別公費負担制度の対象になりません。

※ しんせい こうしん さいにんてい しんせい ひつよう しんだんしょ りやうきん じ こ ふ た ん
※ 申請および更新（再認定）申請に必要な診断書の料金は、自己負担となります。

ゆう こう き かん
有効期間

★ しん きしんせい
新規申請



★ こうしん さいにんてい
更新（再認定）



※ ぜんかい しきゅうにんてい ゆうこうき かん ばあい しん きしんせい おな あつか
※ 前回の支給認定の有効期間をすぎた場合は、「新規申請」と同じ扱いになります。

※ こうしん てつづ ゆうこうき かん げつまえ
※ 更新の手続きは、有効期間の3か月前からできます。

◆ 精神通院医療対象となる疾病の例 ◆

1	びょうじょうせい ふく きしつせいせいしんしょうがい 病状性を含む器質性精神障害
2	せいしん さようぶつしつしょう せいしん こうどう しょうがい 精神作用物質使用による精神および行動の障害
3	とうごうしつちょうしょう とうごうしつちょうしょうがたしょうがい もうそうせいしょうがい 統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害
4	きぶ んしょうがい 気分障害
5	てんかん
6	しんけいしょうせいしょうがい かんれんしょうがい しんたいひょうげんせいしょうがい 神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害
7	せいりてきしょうがい しんたいてきやういん かんれん こうどうしょうこうぐん 生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群
8	せいじん じんかく こうどう しょうがい 成人の人格および行動の障害
9	せいしんちたい 精神遅滞
10	しんりてきはったつ しょうがい 心理的発達の障害
11	しょうにき せいねんき つうじょうはつしょう こうどう じょうちょ しょうがい 小児期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害



③ 補装具

障がい者等の身体機能を補完し、または代替し、かつ長期間にわたり継続して使用されるもので、義肢、装具、車いす、電動車いす、義眼、補聴器、重度障害者用意思伝達装置等（→31 ページ）の何をいい、新規申請には、医師の意見書・処方箋が必要です。

対象者

補装具を必要とする障がい者、障がい児、難病患者等

※ 難病患者等については、政令に定める疾病に限る。

自己負担額について

自己負担額は原則 1 割で、所得等により負担上限月額が設定されます。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得	市民税非課税世帯	0 円
一般	市民税課税世帯	37,200 円

所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種別	世帯の範囲
18 歳以上の障がい者	障がいのある方とその配偶者
18 歳未満の障がい児	保護者の属する住民基本台帳での世帯

耐用年数について

同じ補装具を再度申請する場合は、原則として耐用年数を過ぎてからとなります。ただし、耐用年数を過ぎたからといって、必ず再交付が認められるわけではありません。使用状況、使用頻度等により判断されます。

介護保険対象者については、介護保険による福祉用具（車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助杖）が優先されます。

ただし、身体状況に応じて、オーダーメイド等により個別に製作する必要があると判断されれば申請できます。



しん き しん せい
新規申請

しんせい ひつよう
＜ 申請に必要なもの ＞

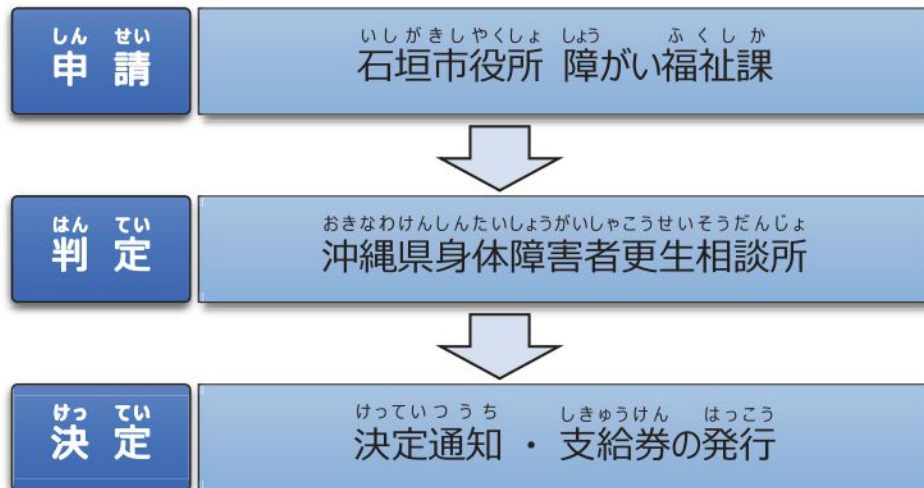
- ☐ 身体障害者手帳
しんたいしょうがいしゃてちょう
- ☐ 意見書・処方箋 … 身体障害者福祉法第15条の指定医に記入してもらいましょう。
いけんしょ しょうせん しんたいしょうがいしゃふくしほうだい じょう して い きにゆう
ようしき しやくしょ しょう ふくしか まどぐち
様式は 市役所 障がい福祉課 の窓口にあります。
- ☐ 見積書 … 医師の処方箋をもとに、業者と相談してください。
みつもりしょ い し しょうせん ぎょうしゃ そうだん
- ☐ 所得課税証明書
しょうとくかぜいしょうめいしょ
- ★ 1月1日に石垣市に住所がない方
がつ にち いしがきし じゅうしょ かた
- ☐ マイナンバーがわかるもの



ほ そうぐ しゅうりんせい
補装具は修理申請できます。

しゅうりんせい い し いけんしょ しょうせん ひつよう
修理申請には、医師の意見書・処方箋は必要ありません。

しんせい けつてい しんせい けつてい やく げつ
＜ 申請から決定までのながれ ＞ 申請から決定まで、約 2 ～ 3 か月かかります。



けつていつうち とど ぎょうしゃ れんらく ほ そうぐ う と
決定通知が届いたら、業者に連絡して補装具を受け取ってください。

◆ 補装具費種目一覧 ◆

※ 印は、介護保険優先種目

種 目	名 称	購入基準 (R6)	耐 用 年 数
義肢 (注 1、2)	・殻構造義肢 ・骨格構造義肢	採型区分による基本価格に使用する材料・部品の価格を合算した額を上限とします。	1～5
装具 (注 1、2)		採型区分による基本価格に使用する材料・部品の価格を合算した額を上限とします。	1～3
姿勢保持装置 (注 1)		身体部位区分による基本価格に使用する要素・部品の価格を合算した額を上限とします。	3
視覚障害者安全つえ	普通用	グラスファイバー	4,200 円
		木材	2,700 円
		軽金属	2,800 円
	携帯用	グラスファイバー	5,200 円
		木材	3,400 円
		軽金属	3,300 円
	身体支持併用		4,600 円
義眼	レディメイド (既製品)	17,900 円	2
	オーダーメイド	86,900 円	
眼 鏡	矯正用眼鏡	6 D未満	16,900 円
		6 D以上 1 0 D未満	20,200 円
		1 0 D以上 2 0 D未満	24,000 円
		2 0 D以上	24,000 円
	遮光用眼鏡	前掛式	22,400 円
		掛けがね式	31,200 円
	コンタクトレンズ		13,000 円
	弱視用眼鏡	掛けがね式	38,200 円
		焦点調整式	18,600 円

※印は、介護保険優先種目。

しゅ もく 種 目	めい しょう 名 称	ごうにゆうきじゆん 購入基準 (R6)	たい よう ねん すう 耐 用 年 数
補 聴 器	こう どなんちようよう がた 高度難聴用ポケット型	44,000 円	5
	こう どなんちようようみみ がた 高度難聴用耳かけ型	46,000 円	
	じゅうどなんちようよう がた 重度難聴用ポケット型	59,000 円	
	じゅうどなんちようようみみ がた 重度難聴用耳かけ型	71,200 円	
	みみ がた 耳あな型 (レディメイド)	92,000 円	
	みみ がた 耳あな型 (オーダーメイド)	144,900 円	
	こつどうしき がた 骨導式ポケット型	74,000 円	
	こつどうしきめがねがた 骨導式眼鏡型	126,900 円	
※ 車 い す	くるまいす しょうしゃじしんまた かいじょしゃ くどう 車椅子とは、使用者自身又は介助者が駆動する いどうよう しゃりんつき き き J I S t 9 2 0 1 - 2 0 1 6 移動用の車輪付機器であって、JIS T 9201-2016に さだ こうぞう ゆう 定める構造を有するもの（パワーアシスト式を除く）をい い、基本工作法によりそれぞれ必要な要素・機器・部品 きほんこうさくほう ひつよう ようそ き き ぶひん を選択し、組み合わせ製作されたモジュラー式を基本とす る。ただし、モジュラー式で対応できない場合はオーダーメ イド式とし、基本工作法のうち、製作、加工及び組立、 かりあ ひつよう おう し あ ひつよう 仮合わせ（必要に応じて）仕上げを必要としないものに ついてはレディーメイド式とする。	きほん か かく ほんたい 基本価格に本体 か かく および ひつよう 価格及び必要に おうじて かさん ようそ 応じて加算要素 か かく がっさん がく 価格を合算した額 じょうげん い し を上限とし、医師 さいけいぎじゅつりよう の採型技術料を ふく 含まないものであ ること。	6
※ 電 動 車 い す	でんどうくるまいす しょうしゃじしん いどう そうさ 電動車椅子とは、使用者自身が移動のために操作し、 どうりよく すいしん しゃりんつき き き J I S t 動力によって推進する車輪付機器であって JIS T 9 2 0 1 - 2 0 1 6 さだ こうぞう ゆう 9201-2016に定める構造を有するもの（パワーアシスト しき かぎ J I S t 9 2 0 3 - 2 0 1 6 さだ こうぞう 式に限る。）及びJIS T 9203-2016に定める構造を ゆう 有するものをいい、基本工作法によりそれぞれ必要な ようそ き き ぶひん せんたく く あ せいさく 要素・機器・部品を選択し、組み合わせ製作されたモジュ ラー式を基本とする。ただし、モジュラー式で対応できない 場合はオーダーメイド式とし、基本工作法のうち、製作、 か こう およ くみたて かりあ ひつよう おう し あ 加工及び組立、仮合わせ（必要に応じて）仕上げを ひつよう 必要としないものについてはレディーメイド式とする。	きほん か かく ほんたい 基本価格に本体 か かく および ひつよう 価格及び必要に おうじて かさん ようそ 応じて加算要素 か かく がっさん がく 価格を合算した額 じょうげん い し を上限とし、医師 さいけいぎじゅつりよう の採型技術料を ふく 含まないものであ ること。	6

※ 印は、介護保険優先種目。

種 目		名 称		購入基準 (R6)	耐 用 年 数
ざ い ほ じ い す じ 座位保持椅子 (児のみ)				26,100 円	3
き り つ ほ じ ぐ じ 起立保持具 (児のみ)				31,700 円	3
※ 歩 行 器	ろくりんがた 六輪型			70,000 円	5
	よんりんがた こしかけつき 四輪型 (腰掛付)			43,900 円	
	よんりんがた こしかけ 四輪型 (腰掛なし)			43,900 円	
	さんりんがた 三輪型			37,700 円	
	にりんがた 二輪型			29,900 円	
	こていがた 固定型			24,400 円	
	こうごがた 交互型			33,300 円	
とうぶ ほ じ ぐ じ 頭部保持具 (児のみ)				7,550 円	3
はいべんほじょぐ じ 排便補助具 (児のみ)				10,000 円	2
※ 歩 行 補 助 つ え	松葉 づえ	もく ざい 木 材	ふ つ う A 普通	3,800 円	2
			しんしゆく B 伸縮	3,800 円	
		けいきんぞく 軽金属	ふ つ う A 普通	4,600 円	4
			しんしゆく B 伸縮	5,150 円	



※ 印は、介護保険優先種目。

しゅ 種 目	めい 名 称		こうにゆうきじゅん 購入基準 (R4)	たい 耐 用 年 数
※ 歩 行 補 助 つ え	カナディアン・クラッチ		10,000 円	4
	ロフストランド・クラッチ		10,000 円	
	たきやく 多脚つえ		7,600 円	
	プラットフォーム杖 つえ		24,000 円	
いし 重 度 障 害 者 用 意 思 伝 達 装 置	も じ とう 文字等 そうさ 走査 にゅうりよく 入力 ほうしき 方式	かん い 簡易なもの	152,700 円	5
		かん い かんきようせいぎよきのう ふ か 簡易な環境制御機能が付加されたもの	203,900 円	
		こう ど かんきようせいぎよきのう ふ か 高度な環境制御機能が付加されたもの	480,600 円	
		つうしんきのう ふ か 通信機能が付加されたもの	480,600 円	
	せいいたいげんしょうほうしき 生体現象方式	450,000 円		
(注1) ぎ し そうぐ ざ い ほ じ そうち しせい ほ じ そうち きじゅんがく ほ、そうぐ しゅもく こうにゆうとう 義肢・装具・座位保持装置・姿勢保持装置の基準額については、「補装具の種目、購入等 に要する額の算定等に関する基準」(平成18年9月29日厚生労働省告示第 528 号) に基 づき算定されます。				
(注2) ぎ し そうぐ たいようねんすう				

ふくし き き じぎょう 福祉機器リサイクル事業

じたく ふよう ふくしやうぐ くるま とくしゅしんだい など かいしゅう
ご自宅でご不要になった福祉用具 (車いす・特殊寝台・シャワーチェア等) を回収し、
しゅうり ふくしやうぐ ひつよう かた むりよう さ あ
修理して、福祉用具を必要としている方に無料で差し上げています。

たいしやうしゃ
(対象者)

- いしがきし す かた
・石垣市にお住まいの方
- びょうき しょうがい ふくしやうぐ ひつよう かた
・病気や障害により、福祉用具を必要としている方



※ ふよう ふくしやうぐ
不要になった福祉用具がありましたら、
いしがきしやかいふくしきやうぎかい れんらく
石垣市社会福祉協議会 (☎ 84-2211) までご連絡ください。

④ 地域生活支援事業

石垣市が主体となって、障がいのある人が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、下記の事業を実施しています。

移動支援・日中一時支援・医療型日中一時支援

次のサービスの利用を希望される方は、障がい福祉課へご相談ください。

事業名	内容
移動支援（ガイドヘルプ）	屋外での移動に、見守りや介助に必要な障がい者（児）に対して、外出のための支援を行うサービス
日中一時支援	介護者が社会的・私的理由により一時的に障がい者（児）を介護できない場合に、施設等で見守り等を行うサービス
医療型日中一時支援	医療型ケア（※1）を必要とする在宅療養中の障がい者（児）を介護する家族の身体的・精神的負担を軽減するため、自宅や施設等で見守り等を行うサービス

（※1）医療型ケアとは、人工呼吸器による呼吸管理、酸素吸入、経管栄養、たん等の吸引、導尿または気管カニューレの衛生管理をいう。

意思疎通支援事業

意思疎通支援事業では、手話通訳者設置、手話通訳者派遣、緊急通報システム、手話奉仕員養成講座、音訳・点訳等の事業を行っています。

手話通訳者設置

石垣市役所内に常時手話で対応できる手話通訳者を障がい福祉課に設置しています。聴覚障がい者が、各種手続きや相談がスムーズにできるように支援しています。手話通訳が必要な方は、障がい福祉課まで問合せください。

い し そつう し えん し ゃ し ゅ わ つ う や く し ゃ よ う や く ひ つ き し ゃ は け ん 意思疎通支援者（手話通訳者・要約筆記者）派遣

い し そつう ご ん な ん し ゅ し ゃ た い い し そつう は か し え ん せ い ど
意思疎通が困難な障がい者に対して、意思疎通を図ることを支援する制度です。

たい し ゅ し ゃ 対 象 者

- し な い き ゃ じ ゅ う ち ゅ う か く し ゅ う し ゃ
・市内に居住する聴覚障がい者
- ち ゅ う か く し ゅ う し ゃ い し そつう は か ひ つ よ う だ ん た い
・聴覚障がい者と意思疎通を図る必要のある団体

じ こ ふ た ん 自己負担について

い し が き し ざ い じ ゅ う し ゃ む り ょ う り ょ う
石垣市在住ろう者は、無料でご利用できます。

- い し そつう し えん し ゃ か か に ゅ う じ ょ う り ょ う と こ う ひ た る い ひ ょ う し ん せ い し ゃ ふ た ん
※ 意思疎通支援者に係る入 場 料、渡航費その他これらに類する費用は申請者負担
- あ っ せん は け ん か く し ゅ だ ん た い ふ た ん し ゅ く ば か い ぎ け ん し ゅ う か い こ う え ん か い な ど
※ 幹旋による派遣については、各種団体負担（職場の会議・研修会・講演会等）

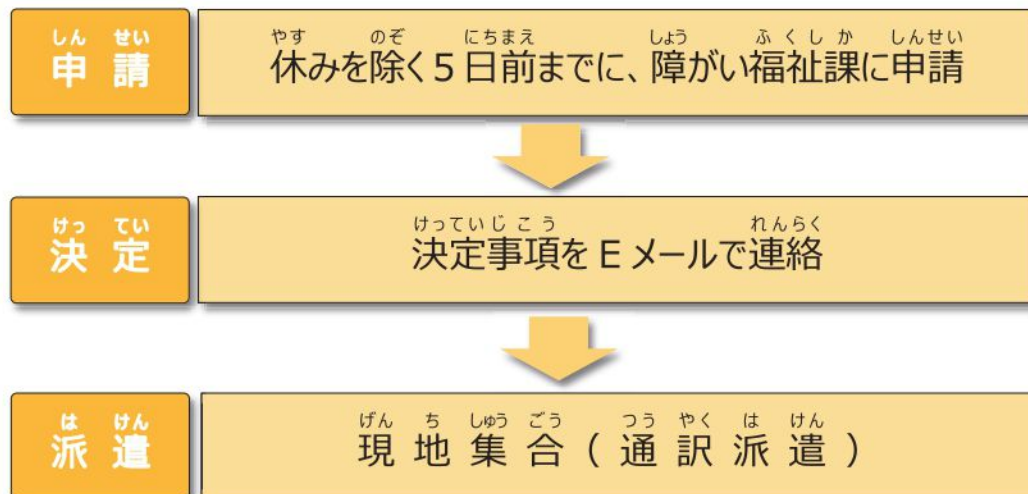
は け ん ば し ょ 派遣場所について

や え や ま け ん い き て き と う み と く い き
八重山圏域、または適当と認める区域

は け ん じ か ん 派遣時間について

ご ぜん じ ご ご じ じ か ん い な い き ん き ゅ う え ば あ い か ぎ
午前8時～午後10時までの 5 時間以内（緊急またはやむを得ない場合はこの限りではありません）

し ん せ い ほう ほう 申請方法 ・ 派遣



※ き ん き ゅ う え ば あ い か ぎ
緊急またはやむを得ない場合はこの限りではありません。

※ QR コードをスマートフォン等で読み取りオンラインで申請できます。



緊急通報システム（メール 119・Net119）

けんちょうしゃ ばん けいさつ ばん しょうぼう つうほう ちょうかくしょう しゃ
 健聴者が 110番（警察）、119番（消防）通報するように、聴覚障がい者が E メールやインターネットで通報することができます。警察または消防からの依頼で、手話通訳者が現地に来ます。
 じぜんとうろく ひつよう そうじゅしんりょうとう
 事前登録が必要です。（E メールやインターネットには、送受信料等がかかります。）

＜ 事前登録方法 ＞

けいさつ ばんつうほう 警察（110番通報）	や え や ま けいさつしよち い き か 八重山警察署地域課
しょうぼう ばんつうほう 消防（119番通報）	しょう ふくし か 障がい福祉課

手話奉仕員養成講座

ちょうかく しょう かた ふくし こうじょう もくてき し な いざいじゅう ざいきん ざいがく かた たいしょう しゅわ
 聴覚に障がいのある方の福祉の向上を目的として、市内在住・在勤・在学の方を対象に手話
 ほうしん ようせい こうしゅうかい かいさい こうざしゅうりょうご いしがきし しゅわほうしん とうろく
 奉仕員を養成する講習会を開催しています。講座終了後は、石垣市の手話奉仕員に登録できます。

こうざきかん 講座期間	にゅうもんへん きそへん かくやく かげつかん 入門編・基礎編（各約6ヵ月間）
かいさいかいすう 開催回数	しゅう かい 週に 1回
もうしこみきかん 申込期間	こうざ はじ やく げつまえ 講座が始まる約 1 个月前

手話等出前講座

しゅわ げんごふきゅう しゅわ しょう ちょうかくしょうがいしゃ りかいそくしん しゅわとうでまえこうざ じっし
 手話言語普及および手話を使用する聴覚障害者の理解促進のため、手話等出前講座を実施して
 おります。お気軽にお問合わせください。市内に在住するおおむね 5名以上で構成されるている団体等
 たいしょう じかんていど こうざ じっし しゅわがくしゅう りょう
 を対象に 1時間程度の講座を実施いたします。手話学習のきっかけとしてご利用ください。

こうしりょう むりょう
 ■ 講師料は無料です。

こうざかいじょう じゅんぴ ねが しょうりょう はっせい ばあい ふたんねが
 ■ 講座会場は準備をお願いします。（使用料が発生する場合はご負担願います）

もうしこみほうほう とう よ と しんせい
 ■ 申込方法は QR コードをスマートフォン等で読み取りオンライン申請ができます。



げんごじょうれい いしがきししゅわすいしん ひ 言語条例・石垣市手話推進の日

- 石垣市手話言語条例：いしがきししゅわげんごじょうれい いしがきし へいせい ねん いしがきししゅわげんごじょうれい せいてい
石垣市手話言語条例：石垣市は平成31年3月に石垣市手話言語条例を制定しました。
- 石垣市手話推進の日：いしがきししゅわすいしん ひ いしがきし まいつきだい すいようび しゅわすいしん ひ さだ
石垣市手話推進の日：石垣市は毎月第3水曜日を手話推進の日と定めています。

おんやく てんやく 音訳・点訳

しかく しょう かた きぼう しょもつなど おんせい ろくおん おんやく てんじ
視覚に障がいのある方のために、希望の書物等を音声で録音したり（音訳）、点字にして
てんやく ていきょう
（点訳）、提供しています。

おん 音	やく 訳	ろくおん もの じたく とど テープに録音した物を自宅に届けるサービス
てん 点	やく 訳	こうほう てんじ じたく とど 広報いしがきを点字にして自宅に届けるサービス
とい あわ さき 問 合 せ 先		いしがきししゃかいふくしきょうぎかい 石垣市社会福祉協議会（ ☎ 84-2211 ）

にちじょうせいかつようぐきゅうふなど 日常生活用具給付等

ざいたく じゅうどしょう しゃ じ にちじょうせいかつ りべん はか つぎ ひょう にちじょうせいかつ
在宅の重度障がい者（児）の日常生活の利便を図るため、次のページからの表にある日常生活
ようぐ きゅうふ たいよ おこな
用具の給付または貸与を行います。

たい しょう しゃ 対 象 者

ざいたく せいかつ しょう しゃ しょう じ なんびょうかんじやなど
在宅で生活している障がい者・障がい児、難病患者等

※ なんびょうかんじやなど せいれい さだ しつぺい かぎ
難病患者等については、政令に定める疾病に限る。

※ ひんもく ざいたく たいしょう
品目により、在宅でなくても対象となるものがあります。

じ こ ふたんがく 自己負担額について

げんそく わり ふたん しょうとくなど ふたんじょうげんげつがく せってい
原則 1 割負担で、所得等により負担上限月額が設定されます。

く ぶん 区 分	せ たい しょう にゆう じょう きょう 世 帯 の 収 入 状 況	ふ た ん じょうげんげつがく 負担上限月額
せいかつ ほ ご 生活保護	せいかつ ほ ごじゅきゅうせたい 生活保護受給世帯	0 円
てい しょ とく 低 所 得	しみんぜいひ か ぜい せたい 市民税非課税世帯	0 円
いっ ぱん 一 般	しみんぜいか ぜい せたい 市民税課税世帯	37,200 円

※ きじゅんがく うわまわ きんがく じ こ ふたん
基準額を上回る金額については、すべて自己負担となります。

しょうとく はんだん さい せたい はんい つぎ
所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

しゅ べつ 種 別	せ たい はん い 世 帯 の 範 囲
さいいじょう しょう しゃ 18 歳以上の障がい者	しょう かた はいぐうしゃ 障がいのある方とその配偶者
さいみまん しょう じ 18 歳未満の障がい児	ほごしゃ ぞく じゅうみんきほんだいちょう せたい 保護者の属する住民基本台帳での世帯

たい しょう ひん もく 対 象 品 目

つぎ ひょう ひんもく たいしょうしゃ きじゅんがく せってい なんびょうかんじやなど
次のページからの表のとおり、品目ごとに対象者、基準額が設定されています。また、難病患者等に

なんびょうかんじやなど にちじょうせいかつようぐ ひょう
ついては、難病患者等の日常生活用具の表（→44 ページ）があります。

※ かいごほけんたいしょうしゃ げんそく かいごほけん ふくしょうぐ ゆうせん
介護保険対象者については、原則として介護保険の福祉用具が優先されます。

※ たいしょうしゃなど くわ じょうけん きさい
対象者等のより詳しい条件は、ホームページに記載しています。

◆ 日常生活用具 ◆ (※) 印は、介護保険又は高齢者福祉サービス優先種目。

しゅべつ 種別	しゅ 種	き じゅん がく 基 準 額	たい しょう しゃ 対 象 者	たいよう 耐用 ねんすう 年数
介護・ 訓練支援用具	とくしゅしんだい 特殊寝台 (※)	154,000 円	か し たいかんき の うしろうがい きゅう きゅう 下肢または体幹機能障害1級、2級	8
	とくしゅ 特殊マット (A) (※)	19,600 円	か し たいかんき の うしろうがい きゅう きゅう 下肢または体幹機能障害1級、2級 および療育手帳A1、A2	5
	とくしゅ 特殊マット (B) (※)	60,000 円	か し たいかんき の うしろうがい きゅう きゅう 下肢または体幹機能障害1級、2級 および自力で体位交換ができない者	6
	とくしゅにようき 特殊尿器 (※)	67,000 円	か し たいかんき の うしろうがい 下肢または体幹機能障害1級 および常時介護を必要とする者	5
	にゅうよく たん か 入浴担架	82,400 円	か し たいかんき の うしろうがい きゅう きゅう 下肢または体幹機能障害1級、2級 および入浴に当たり他人の介助を要する者	5
	たい い へんかん き 体位変換器 (※)	15,000 円	か し たいかんき の うしろうがい きゅう きゅう 下肢または体幹機能障害1級、2級および したぎ ころかん など あ た にん かいじょ よう もの 下着交換等に当たり他人の介助を要する者	5
	いどうよう 移動用リフト (※)	159,000 円	か し たいかんき の うしろうがい きゅう きゅう 下肢または体幹機能障害1級、2級	4
	くんれん 訓練いす (児のみ)	33,100 円	か し たいかんき の うしろうがい きゅう きゅう 下肢または体幹機能障害1級、2級	5
自立生活 支援用具	にゅうよく けいじょ しょうぐ 入浴補助用具 (※)	90,000 円	か し たいかんき の うしろうがい 下肢または体幹機能障害 および入浴に介助を必要とする者	8
	べん き 便器 (差し込み便器)	2,000 円	か し たいかんき の うしろうがい きゅう きゅう 下肢または体幹機能障害1級、2級 およびトイレまでの移動が困難なもの	8
	べん き わしきべん き 便器 (和式便器の うえ お こしかけしき 上に置いて腰掛式に へんかん 変換するもの) (※)	8,000 円	か し たいかんき の うしろうがい きゅう きゅう 下肢または体幹機能障害1級、2級 および和式便器での立ち座りが困難な者	8
	べん き ようしきべん き 便器 (洋式便器の うえ たか おぎな 上において高さを補う もの)	8,000 円	か し たいかんき の うしろうがい きゅう きゅう 下肢または体幹機能障害1級、2級 および既存の便器での立ち座りが困難な者	8
	べん き べん き 便器 (便器、バケツ など いろいろ かのう 等からなり、移動可能 であるもの)	15,000 円	か し たいかんき の うしろうがい きゅう きゅう 下肢または体幹機能障害 1 級、2 級 およびトイレまでの移動が困難な者	8
	じじょう ぼうじょう T字状・棒状のつえ (※)	4,460 円	へいこうきの う か し たいかんき の うしろうがい 平衡機能または下肢、体幹機能障害 くるまいす みしろうしゃ (車椅子未使用者)	3

(※) 印は、^{しるし}介護保険又は^{かいごほけんまた}高齢者福祉サービス^{こうれいしゃふくし}優先^{ゆうせんしゅもく}種目。

しゅべつ 種別	しゅ 種	もく 目	き 基 じゅん がく 準 額	たい しょう しゃ 対 象 者	たいよう 耐用 ねんすう 年数
自立生活支援用具 じりつせいかつしえんようぐ	いどう いじょうしえんようぐ 移動・移乗支援用具 (※)		60,000 円	へいこうきのう か し たいかんきのうしょうがい 平衡機能または下肢、体幹機能障害および か ていない いどうとう かいじょ ひつよう もの 家庭内の移動等において介助を必要とする者	8
	とうぶ ほごぼう 頭部保護帽 しゅざいりよう 主材料： スポンジおよび ^{かわ} 革		15,200 円	へいこうきのう か し たいかんきのうしょうがい ゆう ・ 平衡機能または下肢、体幹機能障害を有し、 ほ こう りつ い ふあんてい ひんぱん てんとう おそ 歩行や立位が不安定で頻繁に転倒する恐れのある しんたいしょう しゃ 身体障がい者	3
	とうぶ ほごぼう 頭部保護帽 しゅざいりよう 主材料：スポンジ、 ^{かわ} 革およびプラスチック		36,750 円	りょういくてちょう ほ じ しゃ せいしんしょう しゃ ・ 療育手帳保持者、精神障がい者で、てんかんの ほ っさとう ひんぱん てんとう もの 発作等により頻繁に転倒する者	
	とくしゅ べんき 特殊便器 ①あし ぶ 足踏みペダルで おんすいおんふう だ え 温水温風を出し得 るもの ②おんすいおんふう だ え 温水温風を出し得 るもの	① ②	151,200 円 75,000 円	じょうししょうがい きゅう きゅう 上肢障害 1 級、2 級または りょういく て ちょう くんれん おこな じりき 療育手帳 A1、A 2 で訓練を行っても自力での はいべんご しょうり こんなん もの 排便後の処理が困難な者	8
	か さい けい ほうき 火災警報器		5,000 円 (聴覚障害者用 15,500 円)	しんたいしょうがいしゃ て ちょう りょういく て ちょう ほ じ 身体障害者手帳または療育手帳を保持している もので、それぞれか さいはっせい かん ち ひなん いちじる 火災発生時の感知、避難が 著 しく困難な者。ただし、聴覚障害者用火災警報器 については聴覚障害 1 級、2 級	8
	じ どう しょう かき 自動消火器		28,700 円	しんたいしょうがいしゃ て ちょう りょういく て ちょう ほ じ 身体障害者手帳または療育手帳を保持している もので、それぞれか さいはっせい かん ち ひなん いちじる 火災発生時の感知、避難が 著 しく困難な者。 ただし、火災発生時の感知、避難が 著しく困難な者 のみのせたいおよびこれに準ずるせたい。	8
	でん じ ちょうりき 電磁調理器		41,000 円	し かくしょうがい きゅう きゅう しかくしょう しゃ ・ 視覚障害 1 級、2 級で、視覚障がい者のみの せたい じゅん せたい 世帯およびこれに準ずる世帯 りょういくてちょう ちてきしょう しゃ ・ 療育手帳 (A 1、A 2) で、知的障がい者のみ のせたい じゅん せたい 世帯およびこれに準ずる世帯	6
	ほ こう じ かんえんちやうしん ぎょう 歩行時間延長信号 き ようこがたそうしんき 機用小型送信機		7,000 円	し かくしょうがい きゅう きゅう 視覚障害 1 級、2 級	10

(※) 印は、介護保険又は高齢者福祉サービス優先種目。

しゅべつ 種別	しゅ 種	き じゅん がく 基 準 額	たい しょう しゃ 対 象 者	たいよう 耐用 ねんすう 年数
自立生活支援用具	ちようかくしょうがいしゃよう 聴覚障害者用 おくないしんごうそうち 屋内信号装置	87,400 円	ちようかくしょうがい きゅう きゅう ちようかくしょう しゃ 聴覚障害 1 級、2 級で、聴覚障がい者のみの せたい じゅん せたい 世帯およびこれに準ずる世帯	10
	どうみやくけつちゅうさん そ 動脈血中酸素 ほう わ どそくていき 飽和度測定器 (パル スオキシメーター)	157,500 円	こきゅうき の うしょうがい 呼吸機能障害	5
在宅療養等支援用具	とうせきえきか おんき 透析液加温器	51,500 円	ぞう き のうしょうがい きゅう きゅう きゅう じん臓機能障害 1 級、2 級、3 級	5
	ネブライザー (吸入器)	36,000 円	こきゅう き のうしょうがい きゅう きゅう きゅう 呼吸器機能障害 1 級、2 級、3 級または どうていど しんたいしやう しゃ ひつよう みと もの 同程度の身体障がい者で、必要と認められる者	5
	でんきしき きゅういんき 電気式たん吸引器	56,400 円		5
	さん そ うんぱんしゃ 酸素ボンベ運搬車	17,000 円	ざいたくさん そりようほう おこな しんたいしょうがいしゃ 在宅酸素療法を行う身体障害者	10
	し かくしょうがいしゃよう 視覚障害者用 たいおんけい 体温計	9,000 円	し かくしょうがい きゅう きゅう しんたいしやう しゃ せ 視覚障害 1 級、2 級で身体障がい者のみの世	5
	し かくしょうがいしゃよう 視覚障害者用 たいじゅうけい 体重計	18,000 円	たい じゅん せたい 帯およびこれに準ずる世帯	5
	し かくしょうがいしゃよう 視覚障害者用 けつあつけい 血圧計	10,000 円	し かくしょうがい きゅう きゅう さいみ まん ひつ 視覚障害 1 級、2 級。40 歳未満については必 よう みと もの 要と認められる者	5
情報・意思疎通支援用具	けいたいようかいわ 携帯用会話 ほじょそうち 補助装置	98,800 円	し たい ふ じ ゆう おんせいきのう げんごきのうしょうがい 肢体不自由または音声機能、言語機能障害であ はっせい はつご いちじる しょう ゆう もの って、発声・発語に 著しく障がい有する者	5
	じょうほう つうしんし えんようぐ 情報・通信支援用具	100,000 円	じょう し き のうしょうがい きゅう きゅう 上肢機能障害 1 級、2 級または し かくしょうがい きゅう きゅう 視覚障害 1 級、2 級	5
	てんじ 点字ディスプレイ	383,500 円	し かくしょうがい ちようかくしょうがい じゅうどちようふくしょうがい ゆう 視覚障害および聴覚障害の重度重複障害を有 する者 (原則として、視覚障害 2 級かつ聴覚 しょうがい きゅう きゅう し かくしょうがい きゅう ちようかく 障害 1 級、2 級) であって、就学、就労に必要と みと もの 認められる者	6

(※) 印は、^{しるし}介護保険又は^{かいごほけんまた}高齢者福祉サ-ビス^{こうれいしゃふくし}優先^{ゆうせんしゅもく}種目。

しゅべつ 種別	しゅ 種	もく 目	き 基 じゅん 準 額	たい しょう しゃ 対 象 者	たいよう ねんすう 年数
情報・意思疎通支援用具	てんじき	ひょうじゅんがた 点字器 (標準型)	10,400 円	視覚障害 1 級、2 級	7
	りょうめんしよ	ちゆうばんせい 両面書真鍮板製			
	てんじき	ひょうじゅんがた 点字器 (標準型)	6,600 円		
	りょうめんしよ	せい 両面書プラスチック製			
	てんじき	けいたいよう 点字器 (携帯用)	7,200 円	視覚障害 1 級、2 級	7
	かためんしよ	せい 片面書 アルミニウム製			
	てんじき	けいたいよう 点字器 (携帯用)	1,650 円		
	かためんしよ	せい 片面書プラスチック製			
	てんじ	点字タイプライター	63,100 円	視覚障害 1 級、2 級で、就労もしくは就学している者、または就労が見込まれる者	5
	し かくしょうがい	しやよう 視覚障害者用	85,000 円	視覚障害 1 級、2 級	6
	し かくしょうがい	しやよう ポータブルレコーダー		視覚障害 1 級、2 級	6
	し かくしょうがい	しやよう 視覚障害者用活字	115,000 円	視覚障害 1 級、2 級	8 (6)
	ぶんしよ	よみ あ そう ち 文書読上げ装置			
	し かくしょうがい	しやよう 視覚障害者用	198,000 円	視覚障害があり、本装置により文字等を読むことが可能になる者	8
	かくだい	どくしよ き 拡大読書器			
	し かくしょうがい	しやよう 視覚障害者用時計	12,000 円	視覚障害 1 級、2 級	5
	しよくどくしき	(触読式)		なお、音声式は、手指の触覚に障害がある等のため、触読式の使用が困難な者	
	し かくしょうがい	しやよう 視覚障害者用時計	13,500 円	め、触読式の使用が困難な者	
	おんせいしき	(音声式)			
	ちようかくしょうがい	しやよう 聴覚障害者用	71,000 円	聴覚障害または発声・発語に著しい障がいがあるために、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	5
	つうしん	そう ち 通信装置			
	ちようかくしょうがい	しやよう 聴覚障害者用	88,900 円	聴覚障害があり、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	6
	じようほう	じゅしん そう ち 情報受信装置			
	じんこう	こうとう ふえしき 人工喉頭 (笛式)	8,100 円	喉頭摘出者	4
	じんこう	こうとう でんどうしき 人工喉頭 (電動式)	70,100 円		5

(※) 印は、介護保険又は高齢者福祉サービス優先種目。

しゅべつ 種別	しゅ 種 目	き じゅん がく 基 準 額	たい しょう しゃ 対 象 者	たいよう 耐用 ねんすう 年数
情報・意思疎通支援用具 じょうほう いしそつうしえんようぐ	うめこみがたようじんこうはな 埋込型用人工鼻	23,100 円	おんせいきのうしょうがいまた げんごしょうがい こうとう てきしゅつ 音声機能障害又は言語障害があり、喉頭を摘出し もの た者	1 か月
	ふくしでんわ たいよ 福祉電話 (貸与) (※)	しんきせつち 新規設置 83,300 円 かいせんきりかえ 回線切替のみ 2,000 円	ちょうかく おんせいきのう げんご きのうしょうがい ゆう 聴覚または音声機能もしくは言語機能障害を有す る聴覚障がい者、または外出困難な原則 1 級、 きゅう しんたいしょう しゃ 2 級の身体障がい者であって、コミュニケーション、 きんきゅうれんらくなど しゅだん ひつようせい みと 緊急連絡等の手段として必要性があると認められる もの 者。 ただし、聴覚障がい者等または身体障がい者のみの せたい じゅん せたい 世帯およびそれに準ずる世帯。	—
	ファックス (貸与)	7,700 円	ちょうかく おんせいきのう げんご きのうしょうがい きゅう 聴覚または音声機能もしくは言語機能障害 1 級、 きゅう きゅう ゆう ちょうかくしょう しゃ 2 級、3 級を有する聴覚障がい者であって、コミュニ ケーション、緊急連絡等の手段として必要性がある みと もの と認められる者。 ただし、聴覚障がい者等または身体障がい者のみの せたい じゅん せたい 世帯およびそれに準ずる世帯。	—
排泄管理支援用具 (特例があります) はいせつかんりしえんようぐ (とくれい)	そうぐ ストマ装具 ちくべんぶくろ (蓄便袋)	げつがく 月額 9,200 円	じんこうこうもんぞうせつしや 人工肛門造設者	1 げつ か月
	そうぐ ストマ装具 ちくによぶくろ (蓄尿袋)	げつがく 月額 12,100 円	じんこうぼうこうぞうせつしや 人工膀胱造設者	1 げつ か月
	かみ とう 紙おむつ等 (※)	げつがく 月額 12,000 円	いちじる へんけいなど そうぐ しょう ストマの 著しい変形等によりストマ装具の使用が こんなん もの さいいじょう もの こうど はいべん 困難な者、または 3 歳以上の者で高度の排便もし くは排尿機能障害の者、または脳原生運動機能 しょうがい い し ひょうじこんなんしや 障害かつ意思表示困難者	1 げつ か月

(※) 印は、介護保険又は高齢者福祉サービス優先種目。

しゅべつ 種別	しゅ 種 目	き じゅん がく 基準額	たい しょう しゃ 対象者	たいよう 耐用 ねんすう 年数
排泄 管理 支援 用具	しゅうにょうき 収尿器 (男性用) 普通型	7,700 円	せきずいそんしょうなど か し また たいかんき の うしょうがい もの で、排尿障害のために収尿器を必要とする者。	1
	しゅうにょうき 収尿器 (男性用) 簡易型	5,700 円		
	しゅうにょうき 収尿器 (女性用) 普通型	8,500 円		
	しゅうにょうき 収尿器 (女性用) 簡易型	5,900 円		
住宅 改修 費	きょたくせいかつどうさ 居宅生活動作 補助用具 (※)	200,000 円	か し たいかんき の うしょうがい にゅうようじきいぜん ひしん 下肢・体幹機能障害または乳幼児期以前の非進 こうせい のうびょうへん うんどうきの うしょうがい きゅう きゅう 行性の脳病変による運動機能障害 1 級、2 級、 3 級 ただし、特殊便器の取替えについては、上肢機能 1 級、2 級	1 回 限 り

埋込型用人工鼻及び排泄管理支援用具の特例

排泄管理支援用具（蓄便袋、蓄尿袋、紙おむつ、収尿器）は、2 か月ごとに給付券を 1 枚
交付することができ、申請 1 回につき 3 枚（半年分）まで一括交付できます。

また、自己負担額は 1 枚の給付券につき、0.5 割負担となります。

◆ 難病患者等の日常生活用具 ◆ (※) 印は、介護保険又は高齢者福祉サービス優先種目。

しゅ 種 目	き じゅん がく 基準額	たい しょう しゃ 対象者	たいよう 耐用 ねんすう 年数
とくしゅしんだい 特殊寝台 (※)	154,000 円	ね じょうたい もの 寝たきりの状態にある者	8
とくしゅ 特殊マット (A) (※)	19,600 円	ね じょうたい もの 寝たきりの状態にある者	5
とくしゅ 特殊マット (B) (※)	60,000 円	ね じょうたい もの 寝たきりの状態にある者	6
とくしゅにょうき 特殊尿器 (※)	67,000 円	じり き はいによう もの 自力で排尿できない者	5
たいいへんかんき 体位変換器 (※)	15,000 円	ね じょうたい もの 寝たきりの状態にある者	5

(※) 印は、^{しるし}介護保険又は^{かいごほけんまた}高齢者福祉サービス^{こうれいしやふくし}優先^{ゆうせんしゅもく}種目。

しゅ 種 目	き じゅん がく 基 準 額	たい しょう しゃ 対 象 者	たいようねんすう 耐用年数
いどうよう 移動用リフト (※)	159,000 円	か し たいかん きの うしょうがい しんたいしょうがいしゃ 下肢または体幹機能障害が身体障害者 てちょう 1 きゅう 2 きゅう そうとう もの 手帳1級、2級に相当する者	4
くんれんようべつど 訓練用ベッド (児のみ)	159,200 円	か し たいかん きの うしょうがい しんたいしょうがいしゃ 下肢または体幹機能障害が身体障害者 てちょう 1 きゅう 2 きゅう そうとう もの 手帳1級、2級に相当する者	8
にゅうよくほじょようぐ 入浴補助用具 (※)	90,000 円	にゅうよく かいじょ よう もの 入浴に介助を要する者	8
べん き 便器 (さしこ べん き 差し込み便器)	2,000 円		
べん き わしきべん き うえ お 便器 (和式便器の上に置いて こしかけしき へんかん 腰掛式に変換するもの) (※)	8,000 円	じょうじ かいご よう もの 常時介護を要する者	8
べん き ようしきべん き うえ 便器 (洋式便器の上において たか おぎな 高さを補うもの)	8,000 円		
べん き べん き ば け つ など 便器 (便器、バケツ等からな り、移動可能であるもの) いどうかのう	15,000 円		
じじょう ぼうじょう T字状・棒状のつえ (※)	4,460 円	か し ふじ ゆう もの くるまいすみしやうしゃ 下肢が不自由な者 (車椅子未使用者)	3
いどう いじょうし えん ようぐ 移動・移乗支援用具 (※)	60,000 円	か し ふじ ゆう もの 下肢が不自由な者	8
とくしゅべん き 特殊便器 ① あし ぶ おんすいおんぶう 足踏みペダルで温水温風を だし える もの ② おんすいおんぶう だし える 温水温風を出し得るもの	① 151,200 円 ② 75,000 円	じょうし きの うしょうがい しんたいしょうがいしゃてちょう 上肢機能障害が身体障害者手帳 1 きゅう 2 きゅう そうとう もの 1級、2級に相当する者	8
じどうしょうかき 自動消火器 (※)	28,700 円	か さい はつせい かんち ひなん いちじる こんなん もの 火災発生の感知、避難が 著 しく困難な者 のみの せたい およびこれに 準 ずる世帯	8
どうみやくけつちゅうさんそ ほう わ ど そくていき 動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	157,500 円	じんこうこきゅうき そうちやく ひつよう もの 人工呼吸器の装着が必要な者	5
ネブライザー (吸引器) きゅういん き	36,000 円	こきゅう きの う しょうがい じ こ はいたん こんなん 呼吸機能に障害があり、自己排痰が困難 で必要性が認められる者 ひつようせい みと もの	5
でん き し き きゅういん き 電気式たん吸引器	56,400 円	こきゅう きの う しょうがい じ こ はいたん こんなん 呼吸機能に障害があり、自己排痰が困難 で必要性が認められる者 ひつようせい みと もの	5

⑤ 障がい児支援

障がい児を対象とした施設・事業は、平成24年4月より児童福祉法に根拠規定が一本化され、
体系も再編されました。

対象サービス

< 障害児通所支援 >

- 児童発達支援
- 放課後等デイサービス



石垣市役所
で申請

< 障害児入所支援 >

- 福祉型障害児入所施設
- 医療型障害児入所施設



児童相談所(県)
で申請



相談支援

< サービス等利用計画 等 >

- 居宅サービス
- 通所サービス



相談支援事業所
で相談

障がい児の入所サービスについては、
児童相談所が 専門的な判断 を行うため、
障害児相談支援の対象とはなりません。



じ どうはったつ し えん

児童発達支援

つうしりょう みしゅうがく しょう じ たい し えん おこな みじか りょういく ば じ ぎょうしょなどくわ しょう
通所利用の未就学の障がい児に対する支援を行う身近な療育の場です。事業所等詳しくは、障がい福祉課まで問合わせください。

ほ いくしょとうほうもんし えん

保育所等訪問支援

ほ いくしょ ようちえん しょうがっこうなど かよ しょう じ とうがいし せつ ほうもん とうがいし せつ しょう
保育所・幼稚園・小学校等に通う障がい児について、当該施設を訪問し、当該施設における障がい
児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。事業所等詳しくは、障がい
福祉課まで問合わせください。

ほ う か ご とう

放課後等デイサービス

がっこうしゅうがくちゅう しょう じ たい ほ う か ご なつやす など ちょうききゅうかちゅう せいかつのうりよくこうじょう
学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のた
めの訓練等を継続的に提供します。事業所等詳しくは、障がい福祉課まで問合わせください。

しょうにまんせいとくていしっぺいじ どうとうにちじょうせいかつようぐきゅうふじぎょう

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

しょうにまんせいとくていしっぺいじききゅうしゃ たい とくしゅしんだいなど にちじょうせいかつようぐ きゅうふ にちじょうせいかつ
小児慢性特定疾病受給者に対して、特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより、日常生活
の利便を図るため、日常生活用具費を一部助成します。

たいしょうしゃ しょうがいしゃそうごうしえんほう た せいど たいしょう もの かぎ くわ
ただし、対象者については、障害者総合支援法など、他の制度の対象にならない者に限ります。詳し
くは、障がい福祉課まで問合わせください。

けいど ちゅうとうどなんちようじほ ちようきこうにゆうひとうじよせいじぎよう 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業

しんたいしょうがいしゃてちよう こうふたいしょう けいど ちゅうとうどなんちようじ たい ほちようき こうにゆう しゅうり
身体障害者手帳の交付対象とならない軽度または中等度難聴児に対し、補聴器の購入、修理に
ひよう いちぶじよせい くわ しょう ふくしか といあわ
かかる費用を一部助成します。詳しくは、障がい福祉課まで問合せください。

たい しょう しゃ 対 象 者

- いしがきし じゅうしょ ゆう
・ 石垣市に住所を有すること
- いづれかの^{みみまた}耳又は^{りょうみみ}両耳の^{ちようりよく}聴力レベルが 30 ^{いじょう}デシベル以上で、
しんたいしょうがいしゃてちよう こうふたいしょう
身体障害者手帳の交付対象ではないこと
- ほちようき そうよう げんご しゅうとくなどいってい こうか
・ 補聴器の装用することにより、言語の習得等一定の効果が
きたい してい い し はんだん
期待できると指定医師により判断されていること

5 ねんきん てあてとう 年金・手当等について

しんしん しょう も かた かぞく たい つぎ せいど
心身に障がいをお持ちの方やその家族に対し、次のような制度があります。

	ねんきん てあてなど 年金・手当等	といあわ さき 問合せ先
1-1	しょうがいねんきん しょうがい き そ ねんきん 障害年金（障害基礎年金）	いしがきしやくしょ し み ん か ねんきんじ む し ょ 石垣市役所 市民課 または 年金事務所
1-2	しょうがいねんきん しょうがいこうせいねんきん 障害年金（障害厚生年金）	ねんきんじ む し ょ 年金事務所
2	とくべつしょうがいしゃてあて さいいじょう 特別障害者手当（20歳以上）	いしがきしやくしょ しょう ふくし か 石垣市役所 障がい福祉課
3	しょうがいじふくしてあて さいみまん 障害児福祉手当（20歳未満）	いしがきしやくしょ しょう ふくし か 石垣市役所 障がい福祉課
4	とくべつじどうふようてあて 特別児童扶養手当	いしがきしやくしょ かてい か 石垣市役所 こども家庭課
5	しんしんしょうがいしゃふようきょうさいせいど 心身障害者扶養共済制度	いしがきしやくしょ しょう ふくし か 石垣市役所 障がい福祉課
6	せいかつふくし し きん かしつけせいど 生活福祉資金貸付制度	いしがきしやくしょ しょう ふくし か 石垣市社会福祉協議会

1. しょうがいねんきん しょうがい き そ ねんきん しょうがいこうせいねんきん 障害年金（障害基礎年金・障害厚生年金）

しょうがいねんきん びょうき せいかつ しごとなど せいげん
障害年金は、病気やけがによって生活や仕事等が制限されるようになったときに、現役
せだい かた ふく う と ねんきん ねんきん せいど かくしゅうしょうがいしゃてちょう せいど
世代の方も含めて受け取ることができる年金です。年金の制度と各種障害者手帳の制度は、
こと せいど てちょう こうふ う ばあい しょうがいねんきん う
異なる制度のため、手帳の交付を受けた場合でも障害年金を受けられないことがあります。
また、他の年金との調整等があることもあります。

	じゅ きゅう よう けん 受給要件	とい あわ さき 問合せ先
しょうがい き そ ねんきん 障害基礎年金	① しょうしん び ねんきん かにゆう 初診日に、年金に加入していること	いしがきしやくしょ し み ん か 石垣市役所 市民課 ねんきんじ む し ょ 年金事務所
しょうがいこうせいねんきん 障害厚生年金	② いってい しょうがい じょうたい 一定の障害の状態にあること ③ いってい ほけんりょう のうふ 一定の保険料を納付していること	ねんきんじ む し ょ 年金事務所

2. 特別障害者手当（20歳以上）

心身に重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に対して、手当を支給しています。

支給要件	日常生活において、常時特別の介護を必要する方 ※所定の診断書の提出が必要です。 ※申請後に審査があり、必ずしも認定になるとは限りません。
支給月額	28,840円（令和6年4月1日）※年により変動あり
支給時期・方法	3か月毎、各支給月の前月分までを本人名義の口座に振り込み 支給月：5月、8月、11月、2月
所得制限	有り（受給者本人、扶養義務者の所得が上限額を超えると時）
支給されない場合	- 施設（障害者支援施設・特別養護老人ホーム等）入所したとき - 病院や介護老人保健施設に3か月を超えて入院したとき
必要書類	- 特別障害者手当認定診断書 - 本人名義の預金口座が確認できるもの - 身体障害者手帳、療育手帳（持っている方） - 本人、配偶者及び扶養義務者の個人番号の確認を証明できる書類 ※世帯の状況に応じて他の書類が必要になることがあります。

しょうがいじふくしてあて 3. 障害児福祉手当（20歳未満）

じゅうど しょう じ たい しょうがい ひつよう せいしんてき ぶつしつてき とくべつ ふたん
重度の障がい児に対して、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の
けいげん いちじょ てあて しきゅう
軽減の一助として手当を支給しています。

し きゅう よう けん 支給要件	にちじょうせいかつ じょうじ か い ご ひつよう かた 日常生活において常時介護を必要とする方 しよてい しんだんしょ ていしゅつ ひつよう ※所定の診断書の提出が必要です。 しんせいご しんさ かなら にんてい かぎ ※申請後に審査があり、必ずしも認定になるとは限りません。
し きゅう げつ がく 支給月額	えん れいわ ねん がつ にち とし へんどう 15, 690円（令和6年4月1日）※年により変動あり
しきゅう じ き ほうほう 支給時期・方法	げつごと かくしきゅうづき ぜんげつぶん ほんにんめいぎ こうざ ふ こみ 3か月毎、各支給月の前月分までを本人名義の口座に振り込み しきゅうげつ がつ がつ がつ がつ 支給月：5月、8月、11月、2月
しょ とく せい げん 所得制限	あ じゆきゅうしゃほんにん ふようぎむしや しょとく じょうげんがく こ 有り（受給者本人、扶養義務者の所得が上限額を超えるとき）
しきゅう ばあい 支給されない場合	しせつ しょうがいしゃし えんしせつ にゅうしょ ・施設（障害者支援施設）に入所したとき
ひつようしよるい 必要書類	とくべつしょうがいしゃてあてにんていしんだんしょ ・特別障害者手当認定診断書 ほんにんめいぎ よきんこうざ かくにん ・本人名義の預金口座が確認できるもの しんたいしょうがいしゃてちょう りょういくてちょう も かた ・身体障害者手帳、療育手帳（持っている方） ほんにん はいぐうしゃおよ ふようぎむしや こじんばんごう かくにん しょうめい ・本人、配偶者及び扶養義務者の個人番号の確認を証明できる しよるい 書類 せたい じょうきょう おう ほか しよるい ひつよう ※世帯の状況に応じて他の書類が必要になることがあります。

4. 特別児童扶養手当（20歳未満）

心身に重度または、中程度の障がいがある20歳未満の児童を介護している方に対して、手当が支給されます。

支給要件	身体や精神に重度または中度の障がいがある児童の父もしくは母、又は父母にかわってその児童を養育している方	
支給月額	1級該当の児童1人につき	月額：51,500円
	2級該当の児童2人につき	月額：34,300円
支給時期・方法	申請のあった翌月分から支給。 4/11、8/11、11/11の年3回、支払月の前月までの分を支給。	
所得制限	受給者、その配偶者、扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは、手当は支給されません。	

※支給月額は、年度により変動することがあります。



問い合わせ先：石垣市役所 こども家庭課（☎ 87 - 0771）

5. 心身障害者扶養共済制度

障害のある方を扶養している保護者が、自ら生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障害のある方に終身一定額の年金（月額2万円または4万円）を支給する制度です。

対象	① 知的障害の方 ② 身体障害者手帳（1級、2級、3級）の方 ③ 精神または身体に永続的な障害のある方（統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病等）で、その障害の程度が①または②の者と同程度と認められる方
加入資格	障害者の保護者であり、次にあてはまる方 ・ 住所が沖縄県にあること ・ 65歳未満であること ・ 特別な病気、または障害をもっていないこと

6. 生活福祉資金の貸付

病気等のために入院費用が払えない、家族を介護するために家を改築する、また学校に進学するための費用や自動車を買う費用等、まとまったお金が必要な方に対して、低金利で貸付をしています。



問い合わせ先：石垣市社会福祉協議会（ ☎ 84 - 2211 ）

6 障がい者の医療について

障がいをお持ちの方に対する医療制度は、おもに次のとおりになっています。

	制 度	問 合 せ 先	しゅべつ 種別
1	じりつしえんいりよう 自立支援医療 (こうせいいりよう いくせいいりよう せいしんつういん) (更生医療・育成医療・精神通院)	いしがきしやくしよ しょう ふくし か 石垣市役所 障がい福祉課	福祉
2	じゅうどしんしんしょうがいしゃ じ いりようひじょせい 重度心身障害者(児) 医療費助成	いしがきしやくしよ しょう ふくし か 石垣市役所 障がい福祉課	福祉
3	しょう しゃ こうきこうれいしゃいりようせいど いりよう 障がい者の後期高齢者医療制度による医療	いしがきしやくしよ けんこうほけん か 石垣市役所 健康保険課	医療
4	とくていしつべいりようようじゅりようしょう 特定疾病療養受療証	かくしゅほけんしゃ 各種保健者	医療
5	とくていりりようひ していなんびょう こうひふたんせいど 特定医療費(指定難病) 公費負担制度	やえやまほけんしよ 八重山保健所	難病
6	しょうにまんせいとくていしつべいりりようひじょせいせいど 小児慢性特定疾病医療費助成制度	やえやまほけんしよ 八重山保健所	難病
7	しょうがいしゃ し か しんりよう 障害者歯科診療について	おきなわけん しょうがいふくし か 沖縄県 障害福祉課	医療

◆ 医療制度のイメージ図 ◆

ほ けん てき よう ない 保 険 適 用 内			ほ けん てき よう が い 保 険 適 用 外
じ こ ふ た ん き ん わり わり 自己負担金(1割～3割) A 円		げ ん ど が く ち ょ う か ぶ ん 限度額超過分 B 円	C 円
いりようひじょせい 医療費助成		- こうがくりようようひ 高額療養費 - とくていしつべいりりようようじゅりようしょう 特定疾病療養受療証	はらいちど 払戻なし
いりようひじょせい 医療費助成	- こうせいいりよう 更生医療 - いくせいいりよう 育成医療	- とくていりりようひ していなんびょう こうひふたんせいど 特定医療費(指定難病) 公費負担制度 - しょうにまんせいとくていしつべいりりようひじょせいせいど 小児慢性特定疾病医療費助成制度	

① 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院）

障がい者等の心身の障害の除去・軽減を図り、自立した日常生活を営むために必要な医療について医療費の自己負担額を軽減する制度です。

自立支援医療という大きな制度のなかに、更生医療、育成医療、精神通院医療という3つの制度があります。



詳しくは、20 ページにあります。

② 重度心身障害者（児）医療費助成

医療保険（健康保険）を使って医療を受けたとき、年齢や所得に応じて1～3割の自己負担金がかかりますが、重度心身障害者（児）医療費助成制度では、医療機関に支払った自己負担金（保険適用内のみ）を石垣市へ請求することで、払戻しを受けることができる制度です。

対象者

身体障害者手帳	1 級	2 級
療育手帳	A 1	A 2

上記に加えて、下記の要件を満たしている者

- ☐ 石垣市に住所（住民票）がある方
- ☐ 健康保険（医療保険）に加入している方
- ☐ ご本人または扶養義務者の所得が一定基準の方

対象となる医療費

< 医療保険適用内のもの >

- ・通院費
- ・訪問看護料
- ・治療用装具（ただし、療養費対象のものに限る）
- ・調剤薬局の領収書
- ・入院時の食事療養費（半額）

じゅきゅうし かくにんていしんせい
受給資格認定申請

しんせい ひつよう
< 申請に必要なもの >

- ☐ 身体障害者手帳または療育手帳
しんたいしょうがいしやてちょう りょういくてちょう
- ☐ 健康保険証
けんこうほけんしょう
- ☐ 所得課税証明書 (本人のもの と 扶養義務者のもの)
しょうとくかぜいしょうめいしょ ほんにん ふようぎむしや
- ★ 1月1日に石垣市に住所がない方
がつ にち いしがきし じゅうしょ かた
- ☐ 本人名義の預金口座が確認できるもの
ほんにんめいぎ よきんこうざ かくにん

しんせい けつてい
< 申請から決定までのながれ > しんせい けつてい やく げつ
申請から決定まで、約 1 か月かかります。



- ✿ いしがきしやくしよしょう ふくしか じゅきゅうしかくしゃしょう ゆうそう とど
石垣市役所障がい福祉課より受給資格者証が郵送で届きます。
- ✿ しかくしゅとくび いこう しんりょうぶん じよせいたいししょう
資格取得日以降の診療分が助成対象となります。

し きゅう しん せい
支給申請

てつづ ひつよう
< 手続きに必要なもの >

- ☐ 病院・調剤薬局等の領収書
びょういん ちょうざいやっきよくとう りょうしゅうしょ
- ★ 領収書の有効期限は、受診日から1年以内となります。
りょうしゅうしょ ゆうこうきげん じゅしん び ねんい ない
- ☐ 受給資格者証
じゅきゅうしかくしゃしょう

- ✿ しんせい つき よくげつまつ してい ふ こ
申請した月の翌月末に指定の口座に振り込まれます。
- ✿ しはら さい してい こうざ ふりこ し
支払いの際、指定の口座に振込みをしたことをお知らせすることは
ありませんので、定期的に通帳を記帳し、確認してください。
ていきてき つうちょう きちょう かくにん

③ 障がい者の後期高齢者医療制度の医療

一定の障がいのある65歳以上75歳未満の方は、申請して広域連合から認定を受けることで、後期高齢者医療制度を受けることができます。

身体障害者手帳	1級、2級、3級（一部4級）
療育手帳	A1、A2
精神障害者保健福祉手帳	1級、2級



問い合わせ先：石垣市役所 健康保険課（☎ 82 - 8126）

④ 特定疾病療養受療証

長期間にわたって高額な治療を必要とする特定疾病の方は、自己負担額が1つの医療機関につき、1か月10,000円までとなります。

< 厚生労働大臣指定の特定疾病 >

- 人口透析を必要とする慢性腎不全

※ 70歳未満の上位所得者の自己負担額は1か月20,000円までとなります。

- 先天性血液凝固因子障害の一部
- 血液凝固因子製剤の投与によるH I V感染症



問い合わせ先：（国保）石垣市役所 健康保険課（☎ 82 - 8126）
（社保）石垣年金事務所（☎ 82 - 9211）

⑤ 特定医療費（指定難病）公費負担制度

沖縄県では、発病の機構が明らかではなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、長期にわたり療養を必要とする難病と呼ばれる疾患のうち、国が定めた指定難病について、患者の経済的な負担を軽減するため、医療費の全部または一部を公費で負担しています。



と あ さき やえやまほけんじょ
問い合わせ先： 八重山保健所（ ☎ 82 - 3241 ）

⑥ 小児慢性特定疾病医療費助成制度

沖縄県では、国の指定する小児慢性特定疾病に罹患したことにより、長期の治療と高額の治療費負担を要し、健全な育成に大きな支障を受けている児童の保護者に対し、その治療にかかった医療費の全部または一部を公費で負担し、家庭の経済的負担を軽減しています。



と あ さき やえやまほけんじょ
問い合わせ先： 八重山保健所（ ☎ 82 - 3241 ）

⑦ 障がい者歯科医療について

一般の歯科診療所での受診が困難な方（障害者手帳をお持ちの方や、障害等による理由）は、県立八重山病院で、障害者の歯科診療を受診することができます。



と あ さき おきなわけん しょうがいふくしか
問い合わせ先： 沖縄県 障害福祉課（ ☎ 098 - 866 - 2190 ）

7 障がい者の各種減免等について

① 障がい者に対する税の優遇

障がいのある方は、障害者控除をはじめ、さまざまな特例を受けられます。

所得税・市県民税の障害者控除

所得税・住民税における障害者控除は、所得のうち課税対象となる額を一定額差し引くものです。障害者控除を受けることで、住民税や所得税の額が少なくなります。年末調整や確定申告の際に、各種障害者手帳を持っていることを申告してください。

	所 得 税	住 民 税
一般障がい者	27 万円	26 万円
特別障がい者	40 万円	30 万円
同居特別障がい者	75 万円	53 万円

- 一般障がい者：身体障害者手帳3級～6級、療育手帳B1・B2、精神障害者保健福祉手帳2級・3級
- 特別障がい者：身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級
- 同居特別障がい者：同居している特別障がい者



問い合わせ先：石垣市役所 税務課（ ☎ 87 - 9025 ）
石垣税務署 （ ☎ 82 - 3074 ）

そうぞくぜい しょうがいしゃこうじょ 相続税の障害者控除

しょうがいしゃ そうぞくにん ばあい か き こうじょ う
障がい者が相続人の場合、下記のとおり控除を受けることができます。

いっばんしょう しゃ 一般障がい者	しょう しゃ さい たつ ねんすう ねん まんえん こうじょ 障がい者が85歳に達するまでの年数1年につき10万円を控除
とくべつしょう しゃ 特別障がい者	しょう しゃ さい たつ ねんすう ねん まんえん こうじょ 障がい者が85歳に達するまでの年数1年につき20万円を控除

- いっばんしょう しゃ しんたいしょうがいしゃてちょう きゅう きゅう りょういくてちょう
一般障がい者：身体障害者手帳3級～6級、療育手帳B1・B2、
せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちょう きゅう きゅう
精神障害者保健福祉手帳2級・3級
- とくべつしょう しゃ しんたいしょうがいしゃてちょう きゅう きゅう りょういくてちょう
特別障がい者：身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1・A2、
せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちょう きゅう
精神障害者保健福祉手帳1級



と あ さき しぼう かた しょうかつぜいむしょ
問い合わせ先：死亡した方の所轄税務署

ぞうよぜい ひかぜい 贈与税の非課税

とくていしょう しゃ かた せいかつひ あ いったい しんたくけいやく もと とくていしょう
特定障がい者の方の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づいて特定障がい
しゃ かた じゅえきしゃ ざいさん しんたく か き しょうげんがく ぞうよぜい
者の方を受益者とする財産の信託があったときは、下記の上限度まで贈与税はかかりませ
ん。ただし、この適用を受けるためには、財産を信託する際に「障害者非課税信託申告書」
しんたくがいしゃ つう いしがきぜいむしょちょう ていしゅつ
を、信託会社を通じて石垣税務署長に提出しなければなりません。

とくべつしょう しゃいがい 特別障がい者以外の とくていしょう しゃ 特定障がい者	しんたくじゅえきけん か がく まんえん ひかぜい 信託受益権の価額のうち3,000万円まで非課税
とくべつしょう しゃ 特別障がい者	しんたくじゅえきけん か がく まんえん ひかぜい 信託受益権の価額のうち6,000万円まで非課税

- とくべつしょう しゃいがい とくていしょう しゃ りょういくてちょう せいしんてちょう きゅう きゅう
特別障がい者以外の特定障がい者：療育手帳B1・B2、精神手帳2級・3級
- とくべつしょう しゃ しんたいしょうがいしゃてちょう きゅう きゅう りょういくてちょう
特別障がい者：身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1・A2、
せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちょう きゅう
精神障害者保健福祉手帳1級



と あ さき いしがきぜいむしょ
問い合わせ先：石垣税務署 (☎ 82 - 3074)

心身障害者扶養共済制度に基づく給付金の非課税

沖縄県が条例によって実施する心身障害者扶養共済制度（52 ページ）に基づいて支給される給付金等（脱退一時金を除く。）については、下記のとおりです。

給付金	非課税（所得税）
相続や贈与による給付金を受ける権利の取得	非課税（相続税・贈与税）



問い合わせ先： 石垣税務署 （ ☎ 82 - 3074 ）



少額貯蓄の利子等の非課税

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が受け取る一定の預貯金等の利子等については、一定の手続きを要件に非課税の適用を受けることができます。これを利用するには、最初に預け入れ等をする日までに、金融機関の窓口などに次に掲げる書類を提示して確認を受ける必要があります。

預貯金等の種類	限度額	必要な確認書類
銀行などの預貯金、貸付信託、 公社債、公社債投資信託等 (マル優)	350万円	各種障がい者手帳 マイナンバーカード等
利付国債、公募地方債 (特別マル優)		



問い合わせ先： 各金融機関

自動車税の減免 (問合せ先：沖縄県八重山事務所・県税課)

障がいのある方のために使用される自動車で、下記の要件を満たす場合において、自動車税・自動車取得税が減免されます。申請は、納期限までになります。

●自動車税（本人運転の場合、生計同一者および常時介護者が運転する場合）

身体障害者手帳	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	○	○	○	○	×	×
聴覚障害	△	○	○	×	△	×
平衡機能障害	△	△	○	△	×	△
音声機能障害	△	△	○	×	△	△
上肢不自由	○	○	×	×	×	×
下肢不自由	○	○	○	○	○	○
体幹不自由	○	○	○	△	○	△
乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	○	○	×	×	×	×
心臓機能障害	○	△	○	×	△	△
じん臓機能障害	○	△	○	×	△	△
呼吸器機能障害	○	△	○	×	△	△
ぼうこう又は直腸の機能障害	○	△	○	×	△	△
小腸の機能障害	○	△	○	×	△	△
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	○	○	○	×	△	△
肝臓機能の障害	○	○	○	×	△	△

	A1	A2	B1	B2
療育手帳	○	○	×	×

※本人運転での申請はできません。

	1級	2級	3級
精神障害者保健福祉手帳	△1	×	×

△1：ただし、自立支援医療受給者証の交付を受けているものに限る。

※本人運転での申請はできません。

けいじどうしゃぜい げんめん といあわ さき いしがきしやくしよ ぜいむか
軽自動車税の減免 (問合せ先：石垣市役所 税務課)

しょう かた しょう じどうしゃ か き ようけん み ばあい けいじどう
 障がいのある方のために使用される自動車で、下記の要件を満たす場合において、軽自動車税・軽自動車取得税が減免されます。申請は、納期限の7日前までになります。

けいじどうしゃぜい ほんにんうんてん せいけいどういつしゃ じょうじかいごしゃ うんてん ばあい
●軽自動車税（本人運転、生計同一者および常時介護者が運転する場合）

身体障害者手帳		きゅう 1級	きゅう 2級	きゅう 3級	きゅう 4級	きゅう 5級	きゅう 6級
し かくしょうがい 視覚障害		○	○	○	○		
ちょうかくしょうがい 聴覚障害			○	○			
へいこうきの うしょうがい 平衡機能障害				○			
おんせいきの うしょうがい 音声機能障害				△1			
じょうし ふじ ゆう 上肢不自由		○	○				
か し ふじ ゆう 下肢不自由		○	○	○	○	○	○
たいかんふじゆう 体幹不自由		○	○	○			
にゅうようじきいぜん ひしんこうせい 乳幼児期以前の非進行性の	じょうし 上肢	○	○				
のうびょうへん うんどうきの うしょうがい 脳病変による運動機能障害	い どう 移動	○	○	○	○	○	○
しんぞうきの うしょうがい 心臓機能障害		○		○			
ぞうきの うしょうがい じん臓機能障害		○		○			
こきゅうききの うしょうがい 呼吸器機能障害		○		○			
また ちよくちよう きの うしょうがい ぼうこう又は直腸の機能障害		○		○			
しょうちよう きの うしょうがい 小腸の機能障害		○		○			
めんえきふ ぜん めんえききの うしょうがい ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		○	○	○			
かんぞうきの う しょうがい 肝臓機能の障害		○	○	○			

△1：喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。本人所有で本人運転のみ該当。

	A1	A2	B1	B2
りょういくてちよう そうごうはんてい 療育手帳（総合判定）	○	○		

	きゅう 1級	きゅう 2級	きゅう 3級
せいしんしょうがいしゃほけん ふくしてちよう 精神障害者保健福祉手帳	△1		

△1：ただし、自立支援医療受給者証の交付を受けているものに限る。

② 障がい者に対する NHK受信料の減免

障がいのある方は、下記の要件を満たす場合、NHK受信料の免除の対象となります。

申請書は、障がい福祉課または NHK の窓口にあります。

● 全額免除

対 象	適 用 条 件
身体障がい者	身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、 世帯構成員全員が市民税非課税の場合
知的障がい者	療育手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、 世帯構成員全員が市民税非課税の場合
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、 世帯構成員全員が市民税非課税の場合

● 半額免除

対 象	適 用 条 件
視覚・聴覚障害者	視覚障害または聴覚障害により、身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯で受信契約者の場合
重度の身体障がい者	重度（１級または２級）の身体障害者手帳をお持ちで、世帯主で受信契約者の場合
重度の知的障がい者	重度（A1・A2）の療育手帳をお持ちで、世帯主で受信契約者の場合
重度の精神障がい者	重度（１級）の精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、世帯主で受信契約者の場合

③ 障がい者に対する各種交通機関割引

障がいのある方やその介助者は、各種要件を満たす場合、各種交通機関で運賃の割引を受けられます。手帳に記載されている第1種、第2種とは、原則、下記のとおりです。ただし、割引対象については、各運営会社によって異なります。

第1種	本人および介助者に適応
第2種	本人にのみ適応

航空運賃の割引

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を航空券を購入するとき に提示すると、航空運賃が割引になります。

詳しくは、各航空会社に問い合わせください。

バス運賃の割引

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を乗車する前 に提示すると、バス運賃が半額または3割引になります。

詳しくは、各バス会社に問い合わせください。

JR・公営・民営鉄道（ゆいレール等）・地下鉄運賃の割引

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を乗車券を購入するとき また改札を通る時 に提示すると、これらの運賃が半額になります。

詳しくは、各鉄道会社に問い合わせください。

タクシー運賃の割引

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を乗車する前 に提示すると、これらの運賃が1割引になります。

詳しくは、各タクシー会社に問い合わせください。

うんてんめんきょしゅとく じどうしゃかいぞうひじょせい 運転免許取得・自動車改造費助成

うんてんめんきょしゅとく じょせい 運転免許取得の助成

しょうがいしゃてちょう も しゅうろう しゅうがく しゃかいさん か じどうしゃうんてんめんきょ しゅとく
障害者手帳をお持ちで、就労・就学または社会参加のため自動車運転免許の取得を
きぼう かた たい ひよう いちぶ しんさ じょせい てきとう はんたん ばあい
希望している方に対して、その費用の一部を審査により助成が適当と判断した場合に、
よさん はんい ない きゅうふ
予算の範囲内で給付しています。

しょうがいしゃてちょう しんたい りょういく せいしん も まん さいいじょう かた じどうしゃ
障害者手帳（身体・療育・精神いずれか）をお持ちの方で、満18歳以上の方が自動車
うんてんめんきょ しゅとく ばあい まんえんい ない しゅとくひよう じょせい しんせい
の運転免許を取得しようとしている場合、10万円以内で取得費用を助成します。申請に
かん しょじょうけん かならずじぜん しょう ふくしか そうだん
関しては、諸条件がありますので必ず事前に障がい福祉課へご相談ください。

とうがいねんどまつ がつ にち うんてんめんきょ しゅとく じょうけん ちゅうい
※当該年度末（3月31日）までに運転免許の取得が条件となります。ご注意ください

しんせい じ めんきょ しゅとく ばあい じょせい
※申請時にすでに免許を取得されている場合は助成できません。

よさん かき しんせいじょうきょう じょせい はや
※予算に限りがありまので、申請状況により助成できない場合があります。お早めに相談・
しんせい ねが
申請をお願いします。

じどうしゃかいぞうひ じょせい 自動車改造費の助成

しんたいしょうがいしゃてちょう じょうし か し とうきゅう きゅう も かた じどうしゃ
身体障害者手帳（上肢・下肢・体幹機能の等級1、2級）をお持ちの方で、自動車
かいぞう じぶん うんてん かた たい じぶん うんてん かいぞうひよう
を改造しなければ自分で運転できない方に対し、自分で運転するための改造費用を10
まんえんい ない じょせい しんせい かん かなら じぜん しょう ふくしか そうだん
万円以内で助成します。申請に関しては、必ず事前に障がい福祉課へご相談ください。

とうがいねんどまつ がつ にち じどうしゃ かいぞうかんりょう じょうけん ちゅうい
※当該年度末（3月31日）までに自動車の改造完了が条件となります。ご注意ください

よさん かき しんせいじょうきょう じょせい はや
※予算に限りがありまので、申請状況により助成できない場合があります。お早めに相談・
しんせい ねが
申請をお願いします。

ちゅうらパーキング利用証制度

ちゅうらパーキング利用者証制度は、公共施設や商業施設、店舗などに設置されてい
しょうがいしゃとうちゅうしゃくかく てきせい りょう しょう ひと こうれいしゃ にんさんぶ
る障害者等駐車区画を適正にご利用いただくために、障がいのある人、高齢者、妊産婦
ほこう こんなん かた いどう さい とくべつ はいりょ ひつよう かた きょうつう りょうしょう
などのうち、歩行が困難な方、移動の際に特別な配慮が必要な方に、共通の「利用証」を
こうふ せいど
交付する制度です。

しんせいほうほう 申請方法

こうふしんせいしよ せんよう ひつよう しよるい そ
交付申請書（専用ホームページからダウンロードできます）に必要な書類を添えて、
しょう ふくしかまどぐちまた ゆうそう しんせい だいり しんせい ばあい だいりにん ほんにん
障がい福祉課窓口又は郵送で申請できます。代理で申請する場合には、代理人の本人
かくにんしよるい ひつよう
確認書類が必要となります。

こうふたいしょうしゃ 交付対象者

しんたいしょうがいしゃてちょう りょういくてちょう せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう なんびょうかんじゃ こうれいしゃ にんさんぶおよ
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、難病患者、高齢者、妊産婦及
ひつよう みと こうふたいしょうしゃ しょうがい とうきゅう ようかいこど
び必要と認められる方が交付対象者となります。ただし、障害の等級、要介護度など
こうふきじゅん さだ しょう ふくしか と あ
の交付基準が定められていますので、障がい福祉課までお問い合わせください。

れいわ ねん がつついたち

令和6年4月1日から

ごうりてきはいりょ

合理的配慮の

ていきょう きむ か

提供が義務化

されました

れいわ ねん

さべつかいしょうほう かいせい

じぎょうしゃとう

しょうがいしゃ

令和3年に障害者差別解消法が改正され、事業者等による障害者への

ごうりてきはいりょ ていきょう きむ か

合理的配慮の提供が義務化されました。

しょう ひと ひと たが ひと みと あい とも い
障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる

しゃかい じつげん む じぎょうしゃ みな と くみ かんが
社会の実現に向け、事業者の皆さまもどのような取り組みができるか、考えて
いきましょう！

ごうりてきはいりょ ていきょう

合理的配慮の提供とは

にちじょう しゃかいせいかつ ていきょう せつび しょう ひと
・ 日常、社会生活において、提供されている設備やサービスは、障害のない人は
かんたん りよう しょうがい ひと りよう むずか けっか しょうがい
簡単に利用できても、障害のある人にとっては利用が難しく、結果として障害
ある人の活動などが制限されてしまう場合があります。

ばあい しょうがい ひと かつどう せいげん と のぞ
・ このような場合には、障害のある人の活動などを制限しているバリアを取り除く
ひつよう しょうがいしゃさべつかいしょうほう ぎょうせいきかんと じぎょうしゃ たい
必要があります。障害者差別解消法では、行政機関等や事業者に対して、
しょうがい ひと ごうりてきはいりょ ていきょう もと
障害のある人に対する「合理的配慮」の提供を求めています。

ぐたいてき こ こ ばめん しょうがいしゃ しゃかいてき と のぞ むね
【具体的には】個々の場面で、障害者から「社会的なバリアを取り除いてほしい」旨
い し ひょうめい ばあい じっし ともな ふたん かじゅう しゃかいてき
の意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が加重でないときに、社会的な
と のぞ ひつよう ごうりてき はいりょ こう
バリアを取り除くために必要かつ合理的な配慮を講ずることとされています。

しょう ひと そうだんまどぐち
障 がいのある人の相談窓口

いしがきしょう しやきかんそうだんしえん
石垣市 障 がい者基幹相談支援センター

そうごうてき せんもんてき そうだんしえん
総合的・専門的な相談支援

しょうがい ねんれい とわ す そうだん
□障 害や年齢を問わず相談できます

らいちよう でんわ ほうもん そうだん
□来 庁・電話・訪問などで相談できます

けんりようご ぎゃくだいぼうし
権利擁護・虐待防止

しょう かの けんり まも こと
障 がいのある方の権利を守る事を
もくてき ぎゃくだいぼうし
目的に虐待防止センターも
かねています



きようか
そうだんしえんたいせい
相談支援体制の強化
かんけいきかん れんけい
関係機関と連携し、
ちいき そうだん
地域の相談
しえんたいせい きようか
支援体制の強化に取り組めます

ちいき こう ちいきていやく しえん
地域移行・地域定着の支援

ちいき あんしん く つづ
地域で安心して暮らし続ける

ちいき めざ
地域づくりを目指します

きかんそうだんしえん けんこうそうだん
基幹相談支援センター & こころの健康相談
でんわ
TEL 0980-87-9211

うけつけ へいじつ じ じ じ じ
受付: 平日 9時~12時・13時~16時

けんこうそうだん
石垣市こころの健康相談

しんどい・つらいと感じた時は

ひとり かか はな
一人で抱えず、話してみよう！！



しゃかいふくしし せいしんほけんふくししとう
社会福祉士・精神保健福祉士等が

はなし うかが きがる
お話を伺います。お気軽にどうぞ！



障がい福祉のしおり



発行年月日：令和6年11月

編集・発行：石垣市障がい福祉課

TEL：0980-82-9947 FAX：0980-82-1580

Eメール：fukushi@city.ishigakisi.okinawa.jp